

平成18年6月8日（木曜日）第1号

○議事日程	9頁
○本日の会議に付した事件	10頁
○出席議員	11頁
○欠席議員	11頁
○説明のため出席した者	11頁
○職務のため出席した事務局職員	13頁
○開会宣告	14頁
○表彰状の伝達	14頁
○農業委員会会長就任あいさつ	15頁
○開議宣告	16頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	16頁
○日程第 2 会期の決定	16頁
○諸般の報告	16頁
○日程第 3 議案第55号から 日程第29 議案第81号まで	17頁
○日程追加の議決	20頁
○日程追加 議員辞職の件	20頁
○休会の件	22頁
○散会宣告	22頁

平成18年6月12日（月曜日）第2号

○議事日程	23頁
○本日の会議に付した事件	23頁
○出席議員	23頁
○欠席議員	24頁
○説明のため出席した者	24頁
○職務のため出席した事務局職員	25頁
○開議宣告	26頁
○日程第 1 一般質問	26頁
28番 平山秀直議員	26頁
40番 工藤善司議員	34頁

3番 阿部春市議員	40頁
14番 葛西ノリエ議員	48頁
○散会宣告	60頁

平成18年6月13日（火曜日）第3号

○議事日程	61頁
○本日の会議に付した事件	61頁
○出席議員	61頁
○欠席議員	62頁
○説明のため出席した者	62頁
○職務のため出席した事務局職員	63頁
○開議宣告	64頁
○日程第 1 議案第55号から 議案第81号まで	64頁
○休会の件	65頁
○散会宣告	66頁

平成18年6月16日（金曜日）第4号

○議事日程	67頁
○本日の会議に付した事件	68頁
○出席議員	69頁
○欠席議員	70頁
○説明のため出席した者	70頁
○職務のため出席した事務局職員	71頁
○開議宣告	72頁
○日程第 1 議案第55号から 日程第 7 議案第77号まで	72頁
○日程第 8 議案第70号から 日程第12 請願第 5号まで	77頁
○日程第13 議案第56号から 日程第17 議案第78号まで	78頁
○日程第18 議案第69号から	

日程第 2 1 議案第 8 1 号まで.....	8 0 頁
○日程第 2 2 議案第 6 4 号から	
日程第 3 1 議案第 7 5 号まで.....	8 8 頁
○日程第 3 2 発議第 3 号.....	9 0 頁
○委員会付託省略の議決.....	9 0 頁
○日程第 3 3 議会運営委員の選任について.....	9 1 頁
○日程追加の議決.....	9 2 頁
○追加日程 発議第 4 号から	
追加日程 発議第 5 号まで.....	9 2 頁
○委員会付託省略の議決.....	9 2 頁
○助役あいさつ.....	9 4 頁
○閉会宣告.....	9 4 頁

平成18年五所川原市議会第3回定例会会議録（第1号）

---

◎議事日程

平成18年6月8日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて
- 第14 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて
- 第15 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
- 第16 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて
- 第17 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて
- 第18 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
- 第19 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて
- 第20 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて
- 第21 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて
- 第22 議案第74号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第23 議案第75号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第24 議案第76号 五所川原市国民保護協議会条例案
- 第25 議案第77号 五所川原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案
- 第26 議案第78号 五所川原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案
- 第27 議案第79号 訴えの提起について
- 第28 議案第80号 訴えの提起について

## 第 2 9 議案第 8 1 号 工事請負契約の締結について

---

### ◎本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 5 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 5 6 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 5 7 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第 5 8 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第 5 9 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第 6 0 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第 6 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 0 議案第 6 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 1 議案第 6 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 2 議案第 6 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 3 議案第 6 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 4 議案第 6 6 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 5 議案第 6 7 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 6 議案第 6 8 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 7 議案第 6 9 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 8 議案第 7 0 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 9 議案第 7 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 0 議案第 7 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 1 議案第 7 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 2 議案第 7 4 号 平成 1 8 年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 2 3 議案第 7 5 号 平成 1 8 年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第 2 4 議案第 7 6 号 五所川原市国民保護協議会条例案
- 第 2 5 議案第 7 7 号 五所川原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案
- 第 2 6 議案第 7 8 号 五所川原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案
- 第 2 7 議案第 7 9 号 訴えの提起について
- 第 2 8 議案第 8 0 号 訴えの提起について
- 第 2 9 議案第 8 1 号 工事請負契約の締結について

---

出席議員（45名）

1番	原田	寛	議員	2番	加藤	磐	議員
3番	阿部	春市	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	松野	武司	議員	6番	桑田	茂	議員
7番	木村	博	議員	8番	外崎	茂	議員
9番	伊藤	永慈	議員	10番	田中	昇	議員
11番	寺田	達也	議員	12番	稲葉	好彦	議員
13番	櫛引	ユキ子	議員	14番	葛西	ノリエ	議員
16番	三和	均	議員	17番	工藤	誠一郎	議員
18番	寺田	武造	議員	19番	野呂	國四郎	議員
20番	三和	孝治	議員	21番	古川	幸治	議員
22番	秋元	洋子	議員	24番	山口	孝夫	議員
25番	笠井	幸市	議員	26番	磯辺	勇司	議員
28番	平山	秀直	議員	29番	笹山	精喜	議員
30番	相澤	治	議員	31番	平山	則雄	議員
32番	島津	典明	議員	33番	中畑	藤雄	議員
34番	田中	賢一	議員	35番	川口	隆	議員
36番	中谷	秀八	議員	37番	福士	寛美	議員
38番	川浪	茂浩	議員	39番	木村	清一	議員
40番	工藤	善司	議員	41番	葛西	収三	議員
42番	工藤	武則	議員	43番	吉岡	浩	議員
45番	成田	長代	議員	46番	濱田	春士	議員
47番	三浦	春樹	議員	48番	長谷川	清勝	議員
50番	前田	清勝	議員				

---

欠席議員（3名）

23番	高杉	利彦	議員	27番	伊丸岡	勇	議員
44番	葛西	敬太郎	議員				

---

説明のため出席した者（27名）

市長職務代理者 助 役	雨 森 康 夫
収 入 役	鳴 海 義 男
総 務 部 長	山 田 晴 雄
財 政 部 長	三 上 裕 行
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	三 橋 俊 一
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事 務 局 長	蒔 田 弘 次
水道事業所長	須 郷 純 彦
教育委員長	阿 部 育 也
教 育 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会 委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会 事 務 局 長	木 村 隆 一
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	高 橋 勇 公
財 政 課 長	工 藤 勝 子
企 画 課 長	岩 川 静 子
市 民 課 長	春 藤 光 正
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 政 課 長	島 谷 淳 一
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 幸 三

◎職務のため出席した事務局職員

事務局	長	高橋	満直
次	長	前田	晃
議事係	長	小林	耕正
議事係		飛鳥	順一

午前10時18分 開会

開会宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員45名、定足数に達しております。  
これより平成18年五所川原市議会第3回定例会を開会いたします。

---

表彰状の伝達

○議長（齊藤一郎） 議事に入る前に、この際全国市議会議長会からの表彰について御報告申し上げます。

去る5月24日開催の第82回全国市議会議長会定期総会において、平山則雄議員、吉岡浩議員が20年以上勤続議員として、葛西収三議員が30年以上勤続議員としてそれぞれ特別表彰がされました。

それでは、表彰状の伝達を行います。3議員はどうぞ前の方へおいでください。

表 彰 状

五所川原市

平 山 則 雄 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特別著しいものがありますので第82回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

平成18年5月24日

全国市議会議長会

会長 国 松 誠

（表彰状贈呈）

（拍手）

表 彰 状

五所川原市

吉 岡 浩 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特別著しいものがありますので第82回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

平成18年5月24日

全国市議会議長会

会長 国 松 誠

(表彰状贈呈)

(拍手)

### 表 彰 状

五所川原市

葛 西 収 三 殿

あなたは市議会議員として30年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特別著しいものがありますので第82回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

平成18年5月24日

全国市議会議長会

会長 国 松 誠

(表彰状贈呈)

(拍手)

○議長(齊藤一郎) 以上をもって表彰状の伝達を終わります。

---

農業委員会会長就任あいさつ

○議長(齊藤一郎) 次に、先般就任されました太田昭市農業委員会会長よりごあいさつしたい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

農業委員会会長。

○農業委員会会長(太田昭市) ー登壇ー

皆さんおはようございます。このたび五所川原市農業委員会会長を仰せつかりました太田昭市でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

皆さん御承知のとおり、農業は五所川原市の基幹産業として位置づけられておりますが、高齢者や担い手不足、さらには遊休農地の増大など多くの課題を抱え、厳しい状況下にあります。私は、農業委員として優良農地の確保、担い手の育成などに積極的に取り組むとともに、農家の利益代表機関の長として誠意を尽くし、農業、農村の発展を図るため最善の努力をいたす所存でございます。どうか議員各位におかれましては、これからも一層の御支援、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

(拍手)

---

#### ◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、28番平山秀直議員、29番笹山精喜議員、30番相澤治議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から16日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（齊藤一郎） 次に、この際諸般の報告をいたします。

市長職務代理者助役より地方自治法の規定に基づき報告がありました。報告第9号

専決処分の報告について、報告第10号 専決処分の報告について、報告第11号 平成17年度五所川原市一般会計継続費繰越計算書について、報告第12号 平成17年度五所川原市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第13号 財団法人五所川原市自治振興公社の経営状況を説明する書類について、報告第14号 五所川原市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、報告第15号 社団法人市浦畜産振興公社の経営状況を説明する書類について及び報告第16号 十三湖環境整備株式会社の経営状況を説明する書類についてであります。以上の報告書は、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

---

◎日程第 3 議案第 55号から

日程第 29 議案第 81号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第3、議案第55号 専決処分の承認を求めることについてから日程第29、議案第81号 工事請負契約の締結についてまでの27件を一括議題といたします。

それでは、市長職務代理者助役より提案理由の説明を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 一登壇一

おはようございます。

平成18年五所川原市議会第3回定例会に上程されました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第55号から議案第73号までは、専決処分をいたしましたので、いずれもこれを報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、議案第55号は青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。

平成18年3月17日付で同組合の団体数の減少及び規約変更について定めたものであります。

議案第56号は、五所川原市国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例であります。平成18年3月24日付で診療所の使用料の算定方法等について定めたものであります。

議案第57号は、五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例であります。平成18年3月28日付で病院の使用料の算定方法について定めたものであります。

議案第58号は、五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例であります。平成18年3月28日付で乳幼児医療費の算定方法を定めたものであります。

議案第59号は、五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例であります。平成18年3月29日付で重度心身障害者の療養の給付等に係る助成の額の算定方法について定めたものであります。

議案第60号は、五所川原市税条例の一部を改正する条例であります。平成18年3月31日付で個人市民税の非課税限度額の引き下げ、その他所要の事項を定めたものであります。

議案第61号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。平成18年3月31日付で介護納付金課税額の限度額の引き上げ、その他所要の事項を定めたものであります。

議案第62号は、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例であります。平成18年3月31日付で土地に係る都市計画税の負担調整措置その他所要の事項を定めたものであります。

議案第63号は、五所川原市農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例であります。平成18年3月31日付で同条例の適用期限の延長について定めたものであります。

議案第64号は、平成17年度五所川原市一般会計補正予算であります。平成18年3月31日付で歳入歳出予算の総額から1億9,778万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ284億2,880万1,000円としたものであります。

議案第65号は、平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。平成18年3月31日付で歳入歳出予算の総額から7,527万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ74億9,953万8,000円としたものであります。

議案第66号は、平成17年度五所川原市老人保健特別会計補正予算であります。平成18年3月31日付で歳入歳出予算の総額から346万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,288万4,000円としたものであります。

議案第67号は、平成17年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。平成18年3月31日付で歳入歳出予算の総額から1億4,607万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,905万7,000円としたものであります。

議案第68号は、平成17年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算であります。平成18年3月31日付で歳入歳出予算の総額に1万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,073万6,000円としたものであります。

議案第69号は、五所川原市水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。平成

18年4月1日付で水道料金の算定方法を定めたものであります。

議案第70号は、五所川原市蒔田地域農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例であります。平成18年4月1日付で排水処理料金の算定方法を定めたものであります。

議案第71号は、平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算であります。平成18年5月23日付で歳入歳出予算の総額に8,168万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,549万8,000円としたものであります。

議案第72号は、平成18年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算であります。平成18年5月23日付で歳入歳出予算の総額に199万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,770万1,000円としたものであります。

議案第73号は、平成18年度五所川原市一般会計補正予算であります。平成18年5月29日付で歳入歳出予算の総額に3,712万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ277億4,712万8,000円としたものであります。専決処分については以上であります。

続いて、議案第74号は、平成18年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に4,714万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ277億9,427万1,000円とするものであります。

議案第75号は、平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に3,629万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,286万6,000円とするものであります。

議案第76号は、五所川原市国民保護協議会条例案であります。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、五所川原市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第77号は、五所川原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案であります。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、五所川原市国民保護対策本部及び五所川原市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第78号は、五所川原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案であります。五所川原市福祉事務所の所掌事務等に関し所要の事項を改正するため提案するものであります。

議案第79号及び議案第80号は、いずれも訴えの提起についてであります。市営住宅家賃滞納者に対し地方自治法の規定に基づき明け渡し請求等の訴えを提起するため提案するものであります。

議案第81号は、工事請負契約の締結についてであります。(仮称)五所川原市スノーステーション新築(建築)工事について、地方自治法及び五所川原市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の承認を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

---

◎日程追加の議決

○議長(齊藤一郎) 次に、前田清勝議員から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、前田清勝議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、前田清勝議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

---

◎日程追加 議員辞職の件

○議長(齊藤一郎) まず、その辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長(高橋満直) 辞職願

私儀、今般一身上の都合により市議会議員を辞任いたしたく、許可くださるようお願いいたします

平成18年6月8日

五所川原市議会議員 前田清勝

五所川原市議会議長 齊藤一郎様

○議長(齊藤一郎) お諮りいたします。

前田清勝議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、前田清勝議員の辞職を許可することに決しました。

この際、前田清勝君より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

前田清勝君入場のため、この場で暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前田清勝君よりごあいさつをお願いいたします。

○50番（前田清勝議員） 一登壇一

せつかくの忙しい機会に、あいさつをさせていただく機会を与えてくれたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

まずもって、きょうは私1人になりましたけれども、今まで同志でありましたもう一人があいさつするんじゃないかなということ考えておったのですけれども、残念ながら私1人になりました。失礼をしてあいさつをさせていただきます。

私は、これまで市議会議員7期27年という間、議員の活動をさせていただきました。その間に4人の市長、27年のその間に市長の汚職事件、助役の逮捕、2度にわたるリコール運動、職員の不祥事、百条委員会の設置は数回ほど、みずから委員長を務めた経験もありました。その短い間に、なぜ我が五所川原がこういった問題に振り回されているのかじっくり考えたとき、いつの時代でも特定の議員や特定の業者に振り回されてきたというのが我が五所川原の現状だと私は考えておるわけであります。国会議員は、執行者になる機会があります。地方議員というのは、市民にかわって市民の代弁者として執行者、理事者をチェックするのが、チェック機能を果たすのが本来の地方議員の仕事だと私は考えておるわけであります。

いずれにしても我が五所川原の現状を考えたとき、合併後2度にわたる空財源の予算、市長の病气入院の7カ月間、私ども議員が議長を初め何をしてきたのでしょうか。そのことを考えると、全く市民の代表者として私どもは大きく反省をしなければならぬと私は考えておるわけであります。

今去るに当たり、自分一人ではできなかったことが今目的に向かって私は邁進しております。もう少し議員は信念を持って行動し、自分の後ろには市民がおるということを、自分の子供や孫がおるということを、職員にとってはだれに頼まれてもよしあしの判断をしっかりと、断ることは堂々と断っていただきたい。

そして、建物の建設、皆さん考えてください。制度資金を活用することなく、借金だけで5億、6億の建物を建てて、それがいかなものか。先ほど提案理由もありましたあの住宅の件、今訴えておるようでありますけれども、外構工事を抜いて1坪60万の住宅を必要なのか、まともに税金を納めている人が30万のおうちでも建てるのが大変であ

る状況の中で、外構工事を除いて60万の住宅を建てる必要があるのか。その辺をもう一度皆さん、じっくり考えていただきたい。大変生意気なお話をしましたけれども、議場からの最後のお話であります。

ありがとうございました。

(拍手)

---

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。明9日は議案調査のため休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、明9日は休会とすることに決しました。

なお、10日及び11日の両日は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る12日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時48分 散会

平成18年五所川原市議会第3回定例会会議録(第2号)

議事日程

平成18年6月12日(月)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(45名)

1番	原田	寛	議員	2番	加藤	磐	議員
3番	阿部	春市	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	松野	武司	議員	7番	木村	博	議員
8番	外崎	茂	議員	9番	伊藤	永慈	議員
10番	田中	昇	議員	11番	寺田	達也	議員
12番	稲葉	好彦	議員	13番	櫛引	ユキ子	議員
14番	葛西	ノリエ	議員	16番	三和	均	議員
17番	工藤	誠一郎	議員	18番	寺田	武造	議員
19番	野呂	國四郎	議員	20番	三和	孝治	議員
21番	古川	幸治	議員	22番	秋元	洋子	議員
24番	山口	孝夫	議員	25番	笠井	幸市	議員
26番	磯辺	勇司	議員	27番	伊丸岡	勇	議員
28番	平山	秀直	議員	29番	笹山	精喜	議員
30番	相澤	治	議員	31番	平山	則雄	議員
32番	島津	典明	議員	33番	中畑	藤雄	議員
34番	田中	賢一	議員	35番	川口	隆	議員
36番	中谷	秀八	議員	37番	福士	寛美	議員
38番	川浪	茂浩	議員	39番	木村	清一	議員
40番	工藤	善司	議員	41番	葛西	収三	議員
42番	工藤	武則	議員	43番	吉岡	浩	議員
44番	葛西	敬太郎	議員	45番	成田	長代	議員
46番	濱田	春士	議員	47番	三湊	春樹	議員

48番 長谷川 清 勝 議員

---

欠席議員（2名）

6番 桑 田 茂 議員

23番 高 杉 利 彦 議員

---

説明のため出席した者（27名）

市長職務代理者	雨 森 康 夫
助 役	
収 入 役	鳴 海 義 男
総 務 部 長	山 田 晴 雄
財 政 部 長	三 上 裕 行
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	三 橋 俊 一
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院	
事 務 局 長	蒔 田 弘 次
水道事業所長	須 郷 純 彦
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会	
委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会	
事 務 局 長	木 村 隆 一
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	高 橋 勇 公
財 政 課 長	工 藤 勝 子
企 画 課 長	岩 川 静 子

市 民 課 長	春 藤 光 正
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	小 林 耕 正
議 事 係	飛 鳥 順 一

---

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員42名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により会議を進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、28番平山秀直議員。

○28番（平山秀直議員） 一登壇一

皆さん、おはようございます。平成18年第3回定例会に当たり、公明党を代表して一般質問をさせていただきます。

成田守前市長の辞職に伴って、ポスト成田に向けた名乗りが相次ぎ、事実上選挙戦に突入しております。成田前市長は、旧五所川原市長を2期務め、立佞武多運行や立佞武多の館建設などと全国レベルの祭りとして成長させ、大町二丁目の区画整理事業に着手し、合併後も新五所川原市長としても期待されておりました。しかし、わずか半年で病に倒れ、以来7カ月、公務復帰を目指して療養を続けられておりますが、回復が予想以上におくれ、無念の辞職ということは残念でなりません。新市長には、新五所川原市のあすを担う重大な責任があります。空財源を計上せざるを得なかった厳しい財政事情、自治体病院再編成、新市のまちづくりなど課題は山積しております。かつて繰り返されたとおり党略に走ることなく、強力なリーダーシップで市の発展をリードする指導力を期待したいと思います。

それでは、通告に従い順次質問させていただきます。通告の第1点目は、少子化問題についてお伺いいたします。出生率1.25人を下回る状況で、公明党では少子化対策総合戦力を作成し、ことしをその元年と位置づけて推進しております。その一つが質問第1点の出産一時金であります。出産時お金がかかるという不安にこたえるために、昨年まで30万支給されておりましたが、それがことしから引き上げられました。その実施状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、第2点、児童手当の実施状況とその見通しについてお伺いいたします。児童手

当も改正され、子育ての経済支援の柱として、今まで小学校3年生までの支給が小学校6年生まで拡大されました。その実施状況と見通しについてお伺いいたします。

次に、第3点、若年者雇用対策及び地域雇用創造支援事業についてお伺いいたします。少子化問題が雇用問題とどう関係するのか疑問の声があるかと思しますので、一言述べさせていただきますと、青森県は特に関係しております。20代の若い世代の人たちが就職するところがなく、県外に流出してしまっております。そのため子供を産み育てる世代がどんどん減ってきているのです。したがって、少子化対策としても若年者雇用対策をしっかりと行っていかなければならないと考えます。公明党では、若年者雇用対策として若者自立塾やジョブカフェ、ヤングジョブスポットなどを提案しております。この点、当市では若年者雇用対策として、どのように考えておられるかお伺いいたします。

また、地域雇用創造支援事業についてお伺いいたしますが、当市で取り組んでいる地域雇用創造支援事業は現在どのような状況になっているかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、農林水産業の取り組みについてお伺いいたします。第1点目は、強い農業づくりの推進についてお伺いいたします。平成17年から国の三位一体改革や農地制度の改正によって、農業を取り巻く環境は大きく変わっております。農地制度の改正により、農業の担い手に対する育成確保、農地利用集積の耕作放棄地の解消などの対策実施が求められております。さらに、補助金制度の見直しにより強い農業づくり交付金として統合し、地方の裁量性、自主性を高めるための改革が行われました。

そこでお伺いいたしますが、強い農業づくり推進のため、当市では産地競争力の強化として生産の確保、生産性、品質の向上による供給体制の確立を図るため施設、機械などの整備の支援をどう行っているか。また、経営力の強化として認定農業者の育成確保、集落営農の組織化、担い手への農地の利用集積に資する生産、加工、流通、販売施設、土地基盤整備に対する支援をどう行っているかお伺いいたします。

次に、第2点、漁業の活性化に向けた取り組みについてお伺いいたします。市浦村では、旧五所川原市と合併した今日、旧五所川原地域と旧市浦地区との交流がもっと行われるべきと考えております。漁村の多くは高齢化や過疎化が進行し、地域の活性化が低下しています。そうした漁村の活性化に向けた取り組みの一つとして、都市と漁村の交流の促進があります。子供たちの漁業体験の場の整備や、市が取り組む交流を促進するために必要な施設整備、漁業体験活動など地域の特性に応じた都市漁村交流活動支援、情報収集、発信など、都市漁村交流に関する普及啓発に取り組む必要があると考えます。

先月の報道で北海道の中学生が市浦に来て、シジミとり体験をして帰ったことが報道されておりました。これはいいことだなと感心しておりましたが、旧五所川原市の小学

生でも親子レクリエーションという企画が各学年ごとにあります。毎年PTAの役員会で、ことしはどこにすると話題になるそうであります。ある小学校6年PTA役員会では、市浦のシジミとり体験というのは、残念ながらだれ一人知らなかったそうであります。海産物の消費拡大や漁業振興を図るためにも、この点考えるべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくつもりか、その内容を御答弁していただきたいと思っております。

以上、大きく2項目について質問いたしますが、御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） おはようございます。平山秀直議員御質問のうち、強い農業づくりに向けての取り組み状況についてお答え申し上げたいと思っております。

議員御承知のとおり、強い農業づくりの推進につきましては、政府における三位一体改革、それから地方六団体の提言を受けまして、17年度から制度が大きく見直しされております。

御質問の強い農業づくりに向けての取り組みのメニューにつきましては、産地間競争力の強化、あるいは経営力の強化、食品流通の合理化の3本の柱が示されております。産地間競争力の強化につきましては、高品質な農畜産物の供給体制の確立を図るための施設、機械等への整備支援が挙げられておりますが、当市におきましては野菜など農産物の高品質化や、通年栽培による安定生産体制を確立するための施設農業拡大対策事業や冬の農業産地拡大施設整備事業、さらには需要に応じた新たな産地づくりに向けました機械整備に対しての水田農業緊急支援事業に取り組んでいるところでございます。

また、経営力の強化につきましては、平成17年3月に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画におきまして重要施策の一つとして示されました、これまで全農家を対象といたしまして品目ごとの価格に着目して講じられておりました対策を、担い手に対策を絞り、経営全体に着目した対策に転換するという平成19年度からの新たな農政に対応するため、担い手総合緊急支援事業の実施によりまして集落営農の組織化、担い手への農地の利用集積、さらには農地の利用調整並びに遊休農地の発生防止、解消等への取り組みを強化しているところでございます。市といたしましては、これまで同様、国、県、JA等関係機関との連携を密にしながら、足腰の強い農業づくりを推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（木村一善） 平山議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点の出産一時金の実施状況についてでございますが、議員御質問のとおり今国会において医療制度改革法案が現在提案されております。出産一時金につきましては、加入者が出産したとき、申請により30万円を現在支給しておりますが、今改正案におきましては出産一時金を30万から35万円にするという改正案が示されております。当市におきましても県内各市の状況等を参考にしながら、国民健康保険条例の改正等を含めて検討してまいりたいと考えております。

また、昨年度の実施状況でございますが、平成17年度におきましては130件、およそ3,960万の支給をしております。

また、第2点の児童手当の実施状況の見通しについてでございますが、現在児童手当、議員御指摘のとおり4月1日より法律が改正されまして、支給対象がこれまで零歳から小学校3年終了時までを小学校6年終了時までに拡大しており、また所得要件も緩和されております。市といたしましては、これらの改正点と手続につきましてチラシを作成いたしまして、4月中旬に市内小学校、幼稚園及び保育園に配布したところであります。5月1日号においても広報等において掲載し、広く市民に周知しております。その結果、5月末現在で5年生、6年生の対象者およそ699名ほど申請しておりますが、今回の改正におきましては小学校4年から今回の改正で拡大されたわけでありまして、昨年の小学校3年生は、申請しなくても繰り上げでそのまま該当することになります。先ほど言いました699人は、チラシ等におきまして申請に来た方が699人でございます。そして、現在6月1日、けさも市民課の窓口の方で現況届の申請がなされております。この中では5年生、6年生、それから転入してきた方の小学校4年生がいる方には申請していただくよう啓蒙しております。

それから、もう一つとして、7月と8月にも広報等において再度申請漏れののないよう啓蒙してまいりたいと、このように考えているところです。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

議員御質問の若年者雇用対策及び地域雇用創造支援事業についてでございますが、当市では市町村合併後の雇用創出を喫緊の課題として、立佞武多を核とした観光資源を有効活用した観光振興を支える中核的人材の育成と、これまで各地域の団体等が個別的に取り組んでまいりました地域おこし事業を総合的に戦略化することによる相乗的な雇用創出を目的とした地域雇用創造支援事業に取り組んでまいりました。平成17年9月に地域雇用創造バックアップ事業の調査研究事業が採択され、その結果をもとに本年2月に

観光振興を支える中核的人材育成を主とした地域提案型雇用創造促進事業に応募し、6月下旬の採択結果を待っているところでございます。

また、本年度においては若者の就職情報の提供から就職紹介まで1カ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンターである青森県若年者就職支援センター、通称ジョブカフェの主催で、青森らしい観光のあり方ということで、あおもりツーリズムスタッフ育成セミナーの研修課程を9月下旬から冬期間、当市地域職業訓練センターにおいて開催されることになっております。このように人材育成等を通じた集客力のアップ、観光客のリピーター化を図り、地場製品の開発育成や情報通信網を整備するなど、観光産業の振興に取り組むことによって域内需要を喚起し、付加価値生産力を強化して雇用機会の増大を図ってまいりたいと考えております。

次代を担う若者が地元で就職し、生きがいを持って生活できることが地域の活性化につながり、少子化問題への取り組みになっていくものであり、今後もハローワークや県、観光協会、商工会議所等と連携をとりながら、雇用創出に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、漁村の交流促進やその支援、そして情報の発信の取り組みにつきましては、平成14年度から実施しております特定農山村地域市町村活動支援事業を通して、北海道上ノ国町児童と市浦小学校児童とのシジミとりなどを通じた漁業体験交流、同じく北海道江差町の朝市関係の方々との特産物であるシジミカイを通じた消費拡大交流、さらにはシジミとり体験を前面に打ち出した札幌市内中学生の修学旅行の受け入れ等、積極的な交流支援事業を展開しているところでございます。

また、本事業の今年度の事業内容といたしまして、十三地区の中の島ブリッジパークバンガロー、脇元地区の脇元海辺ふれあいゾーンのバンガローや鯨御殿を拠点としたシジミとり体験に関して、市のホームページや広報を介して、その普及啓発に取り組む予定となっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 28番。

○28番（平山秀直議員） どうも答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、少子化問題のことについて、先ほど御説明するありました出産一時金、これが30万から35万に引き上げされるということですがけれども、この手続方法を今御答弁いただきましたけれども、かなりの対象者がおありかと思えます。

さらに、先ほど小学校3年生から6年生に引き上げられたことによって、3年生から

4年生に上がった人はいいんですけども、5、6年生の人たち、この人たちが手続方法を何も知らない方がまだいらっしゃるという話も聞いております。7月の広報等でお知らせされるということでございますけれども、対象になる家庭は、市の方で、もしきちんと人数とか把握されていらっしゃるのであれば、できるだけ漏れのないように、せっかくのこういう改正制度ですので、手続等も含めて親切に教えていただければなというふうにして思っておりますので、この手続の方法についても一度御答弁していただければと思います。

それから、出産一時金の制度ですけども、病院の方で今、貸付制度ということで、市の方で対応していらっしゃるんですけども、これをもっと簡単にする方法が今検討されているところでございます。この貸付制度を償還払い方法ですか、これに変えようという考え方がありますけれども、この点、市の方ではどう考えられているかお伺いします。

それから、第2点目の児童手当ですけども、これも児童手当の手続方法、それから実際の支給時期はいつになるのか、この点を市の方では明確にいただければと思います。

それから、第3点、若年の雇用対策としての先ほど答弁ございました9月からジョブカフェが行われるということですけども、このジョブカフェというのは一体どういう中身なのか、その内容、それから実施の時期、9月とおっしゃっていますけれども、職業訓練センターですか、こちらの方で行われるということで、このジョブカフェの中身というのがまだ県の方で先駆けて青森市の方で行われているようですけども、この中身というのは、何か言葉もジョブカフェって何だと、コーヒー飲むのかというような話っことも出たりして、若い人たちはちょっとわからないんで、どういう内容なのか御説明していただければと思います。

次に、第2点目の通告の農林水産業の取り組みについてお伺いしますが、助役の方から強い農業づくりのことについてる御説明ございましたが、三位一体改革によって強い農業づくり強化のためにいろいろと統合して、強い農業づくり交付金というのができたわけですけども、これは当市ではどのように活用を考えられているのかお伺いします。

それから、第2点目の漁村の活性化について、具体的には市浦村の漁村の活性化ですけども、ここで農林水産省の都市と漁村の交流に関する意識アンケート調査というのが行われたのをちょっとホームページで拝見しますと、都市住民の約7割が水産業や漁村への理解が進むとか、魚介類の消費がふえて水産業の振興が期待できるというふう

答えられているそうでございます。

それから、おおよそ64%の人が漁村の短期、長期生活体験に非常に興味があるというふうなアンケート結果が出ているそうでございます。これは全国的なアンケートですが、ぜひ市浦地区の場合、先ほど御説明ございました北海道の中学校修学旅行の受け入れとか行われているようではありますが、せっかく合併したわけですから、シジミとり体験、新聞で見ますととったシジミカイをその日のうちにみそ汁にしたりとか食べられるというようなふうにして、それからバンガローに泊まったりとか宿泊もできるようになっているようでありまして、実際に先ほど話をさせていただいた例えば旧五所川原市内の小学校の子供たちが、PTAの方たちがどの程度知っているのかなというようなことを聞いてみますと、知らない人たちが非常に多いということで、実は市内の小学校の親子レクリエーションというのが各学年ごとにやっているんですね。その中で小学校6年生というのは、1泊2日で毎年企画されるんですよ。毎年PTAの役員会で、「本当、ことしどこにせばいいべ」というようなことで、各学年の話し合いで非常に場所を検討するのに悩んでいるそうでございます。その中に、ぜひ旧五所川原市内の小学校も市浦のシジミとり体験が話題に上って、その小学校ではことしの学年は市浦のシジミとり体験に行ってもいいんでねえかというような意見が出るような普及をぜひ願いたいもんだなというふうにして思っておりますので、この点県外よりもまずせっかく合併したんですので、旧五所川原市内の小学校、そういうふうな普及ができないものかなというふうにして思っておりますので、この点御答弁していただければと思いますので。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（木村一善） お答えいたします。

まず、第1点の出産一時金の償還払いの考えはないかと、そういう御質問だと思います。出産一時金は、先ほど申しましたとおり一応30万、これは現在の改正前ですが、一応一時金を支給しております。経済的に困難な家庭には、議員御承知のとおり出産資金貸付金として、その80%、24万円を現在貸し付けしております。

議員の一時金の償還払いの方法というのは、国の方におきましても現在出産一時金を出産後ではなくて出産前に支給する方法がないかと、これは今国会においても政府の要綱の中でも検討されているようでございますが、現在五所川原市は出産後一応一時金を支給すると、これは先ほど申しました国民健康保険条例の中で決めております。ただ、ほかの先進地あたりでは、出産貸付金につきまして受領委任制度、病院の方に市の方か

ら直接支払いをする制度、こういうものをつくっておる団体もございます。

今後35万円に改正になる経緯もございますが、そういう支給について国では出産前ということ为前提に今後どういう通達がなされるかわかりませんが、受領委任制度とそういう先進地の例も聴取しながら、検討してまいりたいと、このように考えております。

また、児童手当の5年生、6年生に対する支給の手續の啓蒙についての御質問でございますが、先ほど申しましたとおり5月に小学校、幼稚園、保育園に一応法改正の内容のチラシと手續の仕方を配布しております。また、先ほど申しましたとおり7月、また8月に回覧板または広報等でやはり申請漏れ、法改正で5年生、6年生は従前対象になっておりませんので、そういう対象になる方に再度広報等で啓蒙していきたいと、このように考えています。

また、5年生、6年生につきましては一応9月30日までに申請していただくことになります。そうしますと、4月にさかのぼって遡及させますから、不利益がこうむらないと、そのためには広報等で十分周知させていきたいと思っております。

支払い月についての御質問もございました。児童手当につきましては、6月、10月、2月、年4カ月ずつこの3回にわたって交付しております。現在6月支給分については、先般各対象者に通知を出して口座に振り込むよう手續しております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

まず最初に、ジョブカフェとは何かということでもございました。ジョブカフェというのは、平成15年から経済産業省が行っている事業でもございまして、若者の就職情報の提供、それから職業紹介、雇用関連サービス、それらを1カ所にまとめて受けられるようにということで、ワンステップサービスセンターということでもございます。ジョブカフェは、全国で46都道府県に設置されてございまして、その中から選定して20のモデル地区を設けてございます。その中に青森県も入ってございます。

それから、青森らしい観光のあり方ということで、あおもりツーリズムスタッフ育成セミナーということも設けてございまして、これにつきましては交通の利便性が向上しまして、観光資源が豊富な青森県で地域観光のリーダーを育成するプログラム、それからお客様の視点に立った人材を育成し、すそ野の広い観光産業の振興につなげようというユニークな取り組みでもございます。

それから、強い農業づくり交付金のことでもございますが、平成17年に原油高騰に係る緊急支援事業、これを実施してございます。それから、その他いろいろあるわけでもござ

いますが、先ほど助役が答弁いたしましたけれども、個人では該当にならないと、それから面積要件と非常に厳しいものがございまして、現在県単の部分とあわせながら取り組んでいるということでございます。

それから、シジミとりの体験でございますけれども、旧五所川原市内のPTA、まだ知らない方々がおられるということでございますので、普及に関しましてはホームページ、それから広報、さらには教育委員会と連携をとりながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、40番工藤善司議員。

○40番（工藤善司議員） 一登壇一

阿部議員の方から、ちゃんとやれよということをしやべられたので、ちゃんとやらねば。教育基本法のことで少し質問してみたいと思っています。

教育基本法改正が国会に上程されて、愛国心が問題論争になっておりますが、今国会では時間切れとなったようでございます。教育基本法は、1947年3月31日に制定されました。戦後の改革は、過去の反省から大日本帝国憲法と教育勅語にかわって現行憲法がつくられ、そのもとでの教育基本法がつくられました。

戦前は教育勅語を中心として行われ、教育は国と天皇のために忠信な市民、天皇の家来として強制されました。天皇を中心とする国家へ忠誠心、一たん緩急あれば義勇公に奉ず、つまり有事には天皇のために命をささげることです。そこで、戦後の改正によって、平和人権、民主主義の尊重を中心とする現憲法が制定され、考え方としても制度としても国民が主人公とする根本変革がなされ、教育は個人の尊厳と人格の完成を目指し、平和と真理と正義を愛する人間の教育が目的であり、そのことから平和的な国家及び社会の形成者としての国民を育てることが求められてきたのです。憲法と一体であります。この法律は、教育の理念及び目的と過去の反省を踏まえ、将来にわたって守るべき普遍的な、そして最小限の規定となっております。このことは、教育のことを法律で定めることはみずから限界があり、国家は教育について立ち入ってはならないという教育関係についての抑制的な考え方が踏まえられています。

1980年代、日本は経済大国となりました。国際政治においても経済的なあり方として民営化、自由化論が主張されています。民営化と競争を目指す具体的な教育政策の勧めは、教育基本法を目指し、個人の尊厳、人格の完成、そして真理と正義、平和を愛する国民の育成という理念から、ますます遠ざかっているのではないかと思います。改正

では、答申について、たくましい日本、愛国心、公共の奉仕論を法文化し、それで彼らの望む方向へ進めようとしているのではないのでしょうか。

国家と教育、教育行政と教育の関係ですが、教育行政と権限がかかわることでは、教育条件の整備では教育内容を含むということを明文化することによって教育の内容に立ち入り、教育振興基本計画を計画し、それによって教育内容及び国及び地方行政の介入を行っていくものです。これが教育基本法10条の問題ではないかと思っております。そこで、国家及び地方行政が法律の制定として押しつける教育、これで人格の向上、人間の尊厳、平和の方向へ進展する教育がなされるのでしょうか。教育長、答弁をよろしくお願ひします。

それから、水道の問題です。さきに水道から汚れた水が家庭に流れたのではないかとということで、市民の皆さんにチラシで注意するようお知らせがありました。この件は、黒石市にある水道を供給している水道事業団といますか、この供給所の事故であることは明らかであります。この点についての原因について、詳しく御説明をいただきたいと思っております。この件で汚れた原因と発見がおくれたのはどういうわけか、施設の不十分から来たのかどうか。それにちなんで、市の水道供給所は対策は万全だったのかどうかを説明していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高松隆三） ただいまの御質問にお答えをします。

憲法と教育基本法という大変大きな課題で、私の判断力が及ばないような問題でありますけれども、私なりの考えを申し述べさせていただきますと思ひます。

御指摘のように教育基本法が施行されてから半世紀以上たちました。そして、この間教育水準が物すごく向上しました。それとあわせて都市化あるいは少子高齢化、さらには家庭や地域の教育力の低下、そして格差社会の拡大ということで、この60年間で教育基本法が制定された当時の状況とは、今全く変わりつつあるわけであります。

こういう中で今回の教育基本法の改正というのは、家族愛だとか、あるいは豊かな情操、あるいは道徳心の涵養、さらには命の大切さ、そして勤労を重んじ、自然に親しみ、環境を保全し、国際社会の平和の発展のために寄与する、そういう態度を養うというのが今回の教育基本法の根幹になっていると私は理解をしております。したがって、今回の教育基本法の改正というのは、ストレートに憲法違反になるという考え方には私は同調しかねるのであります。

また、国を愛する心は現在の学習指導要領の中でも既にはっきりと明記をされて、小学校の教科書の中にも我が国の文化と伝統に親しみ、国を愛する心を持つとともに外国の人々や文化に関心を持つよう指導するということが学習指導要領に明記をされておるわけであります。したがって、国を愛するという指導と国家主義と私は違うと思います、別問題だと思えます。また、愛国心の涵養というのは、その是か非かという議論をするのは外国ではほとんどないと思えます。どの国でも自分の国を愛するという気持ちは、あるいは自分のふるさとを愛するという気持ちは変わりがないと思う。その是か非かを問うということは、私は基本的には同調しかねるわけであります。

それから、2点目の教育基本法の10条の問題も指摘をされております。これについては、最高裁判所の判例が出ておるわけで、工藤先生もその点は十分に御理解をされておると思えます。そしてまた、御質問の中で指摘をされた我が国の憲法も教育基本法も、戦前における教育に対する過度な国家権力の介入あるいは戦争の反省の上に立ってつくられた条文でありまして、これによって今回の基本法の10条の改正によって直ちに国家権力が教育の中央集権につながるという考えにも私は同調しかねるわけであります。

いずれにしても、教育基本法の改正というのは今国会では先送りになりました。戦後60年間も続いた我が国の教育の基本を今変えようとするわけでありますから、私は愛国心というものを一方的に押しつけることのないように、今後全国的な議論を巻き起こしながら後世に誤りのない法案をつくられるよう期待をしないと、そう思っております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 水道事業所長。

○水道事業所長（須郷純彦） お答えいたします。

去る5月15日に発生した水質悪化問題について、津軽広域水道企業団によりますと浅瀬石川ダムから取水している水道原水が悪化したのは雪解け水の影響によるものと報告を受けてございます。これは15日の午後6時ころに発生し、薬剤をいろいろ加減したものの、激しい変化に水質が追いつけず浄水池から水が減少し、断水の判断を迫られる事態となったため、水質低下水を送水する決断を下したということで伺っております。これは、長時間にわたって不安定な水が続いたと推測をしております。なお、原因の詳細につきましては、現在企業団で調査継続中でございます。7月4日の会議で報告される予定でございますので、よろしく申し上げます。

それから、対応ですが、広域水道企業団の方からファクスによりまして生水による飲用は避けることとの連絡を受け、16日の午後1時からチラシの配布と同時に広報車による呼びかけを行っております。特に七和、梅田、栄、松島の各地区を中心に市民への周

知徹底を図ったところであります。それから、16日、17日は給水車を準備いたしまして、要請のあった学校等に配備するなどの対策をとったものであります。その他ポリ袋を無償で配布するなどを行ったと。それから、17日の午後4時半には安全を確認して、広報車5台により水道水の安全宣言を行ったところでございます。

現在、県、企業団、関係市町村、有識者による水質にかかわる危機管理検討委員会が開設されまして、それを今後の事故に対応するための危機管理マニュアルを作成する予定となっております。なお、今回の水質悪化問題については調査継続中ではありますが、これも7月4日と7月6日の会議でそれぞれ報告されることになっております。

○議長（齊藤一郎） 40番。

○40番（工藤善司議員） 忘れればまいねはんで、水道の方からしゃべる。黒石の方の水道局というんですか、原因が何だかわからないんだと。そして、17日に公表するというんですが、そんな原因わからないで、そういう機械設備なのか、そういう機構になっているのかというのは非常に大事な問題じゃないかと。こういうことはこれから起き得るんじゃないかと思しますので、やっぱりきちんとしてもらわねば、市民はこの辺一帯水飲むわけですけれども、泥水飲ませられたら、これは困るんですよ。健康上からいっても。

市でどうするかというのは、これは大変な事業だと同情せざるを得ないんですが、もっと早く、あれチラシでなくて広報車ってすんだか、マイクで叫んで歩いた方が早いんじゃないかなと思うんですが、そういう改善点もひとつ意見として述べさせていただきます。

そこで、教育長の答弁、非常にいい答弁だと思いますよ。どちらにもつかない、はっきりした答弁じゃないと思います。今ドイツでサッカーをやっています。私は、日本のサッカーが勝ってほしいと思いますよ。これ、日本人はみんなそう思っているんじゃないですか。五所川原の高校の野球がどっか行ってやっている。五所川原の野球、あのやろう下手なこと、あれやればいいだろうと、これは私は即愛国心というか、それには通じないとしても、それは全部持っているんじゃないかと思うんです。批判も当然出てくると思いますよ。その批判した人が歴史の長い時間の中では、それが正しかったんだということが、これはもう2000年の人類の中で証明されていると思いますよ。こういうでかいことばかり言っても、何しゃべっているんだとするかもわからない。

先ほど教育長も言っていましたけれども、もう既にやられているんですよ、これね。だれの命令でやっているのかわからないけれども。朝日新聞の二、三日、通知票に愛国心190校、やめたのが122だったかな。これもうやっているんですよ、愛国心。ここの

中で、この新聞の記事では5年生、6年とやっているんでしょうけれども、教科書学習ではなく、生活の様子、行動の様子項目で、規則の尊重や公德心に並べて郷土や我が国の文化や伝統を大切に、こういうことで評価をやれといったのだから、大臣に言わせればそれは校長の責任でやっているんだというようなことだけれども。先生から現場、外部から抗議や意見を受けた福岡市のような事例もあるが、これはちょっと違う。多くは内面評価の難しさを実際に自主的に削除、内面的に関与していくというか、非常に評価は難しいということなんです。

結局結論はそうなるんですけれども、だから青森県はないんですが、秋田県が1件あります。岩手県が1件、市では秋田市、大船渡市で、190でやって122でやめたというんですよ。これは恐らく内心のそれを評価する、この子供がどうだこうだと、大変憲法上からいっても、これはもう違反というか、よくないことじゃないかと思います。教育振興基本計画とか、これからいろいろつくっていくんでしょうけれども、今言ったようにいろいろやられている。例えば全国一斉にテストをやる、そして順番を決める。1番から何ぼあるかわからないけれども、下番まで。そうすると、今地域の学校に入るのは自由だと、自由区域になっているんでしょう。そうすればいい学校にばかり行って、悪い学校には行かない。これは東京の品川区ではそれ前例があるんですが、中学校が何百人もいたとき、たった9人しか行かないそうです、子供が。それに乗じて東京都は学校へ行かないところは閉鎖していくとか、そういうのが出てくるわけですがけれども、子供に対しては失礼ですよ。何で人に一々順番つけるんですか。

こういう問題が出てくるから、私は教育長に余り逆らえばきめがらればまいねはんであれだけれども、根本はこの中でもちよっくら触れておりましたけれども、我が国が大国主義の方向、これ1970年生産量が非常に上がって、そこでだんだんに落ちていくわけですがけれども、それグローバル化の状況に入った。グローバル化していくということは、大競争時代、日本の独占だけじゃないんですから、その中には当然いろいろなそれぞれのグローバル化に勝ち抜いていくためには、日本の職員というか、それを教育をしていかなければならないと。だから、物をどんどん上げて、どんどん物上がる、失業者がどんどん出る、だから国は仕方がないから失業者に手を出す。そういうことで大変な状況になって、教育がそれに相応した方向で根源的な問題があるんじゃないですか。

それを抜きにして、今の教育基本法の改正、政府でどうして変えるんだかわからないことをべちゃべちゃ言って、小泉純一郎総理大臣でも愛国心って何だか難しいなとかなんとかと言っているくらいですから、そういうグローバル化の根底を流れる中で教育の問題もそれに順応させていこうとするような大きな根っこがあるんだということを考え

なければいけないんじゃないかと私は思います。教育長、先ほどもちょっとグローバル化も出ていましたので、その辺の答弁もできたらお願いをして、私これでやめます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） 工藤先生の御心配はもっともだと思います。九州のある学校で社会科の研究授業の中で、蒙古が日本を攻めてきたとき、日本の侍はどういう気持ちでこれに迎え撃ったのか、それを日本人としての立場から考えてみてほしい、こういうテーマを示して子供たちに議論させたそうです。その結果、児童の中からは戦いはやむを得ないという意見の子供もあれば、もう少し話し合いをすべきでなかったのかと、そういうさまざまな意見が子供の中から出たそうであります。

こうした研究授業の議論の経過を見ても、国を思う気持ちというものを評価するというのは非常に難しいと思う。その人々の心の内面をただA、B、C、Dで評価をしていくというのは、これは非常に難しい問題だと思います。そういうことから、小泉総理も委員会の中で、国を愛する気持ちは教育する必要があるけれども、こういう評価をする項目はなくてもいいのではないかという、総理自身もそういう答弁をしているわけであります。

そしてまた、五所川原管内の25校の小中学校すべての学校では、いわゆる通信簿、今は通信票と言っていますけれども、この中では評価をする項目は全然取り上げておりません。五所川原市内の学校では、通知票の中にそういう国を愛する心情、あるいはふるさとを愛する心情の評価というのはしていません。それがいいのか悪いのかという議論は、またいろいろあろうかと思いますが、今の段階で我が方としてはそういう状況であります。

ただ、国を愛するという気持ちと国家主義と私は違うというのは、例えば隣の韓国あるいは中国、あるいはアメリカを見てもそれぞれの国民というのは国に対する忠誠心というのは、私は日本人よりもはるかに高いのかなという感じは持っております。そしてまた、先ほど御指摘のあったドイツでもサッカー、日本のサッカーのサポーターも、あの中では日の丸反対もあるだろう、君が代反対もあるかもしれない人がたくさんある。でも、顔に日の丸のペイントを張って、そして日本頑張れと。あれをああいう形で応援する、あるいは大きな日の丸の旗を持って応援する。日の丸反対でも、いざということになると、ああいう形が本当の私は愛国心ではないのかと。だから、国を愛する気持ちとか、ふるさとを愛する気持ちというのは、その人それぞれあってもいいのかなと。極端に言うと、国の方針に従って国を愛する人もあれば、その国の方針に反対する国の愛し方もあると思うので、それはそれぞれがまちまちでも、それを昔の時代のようにすべ

て統一してしまうというのは私は考えられないと、そう思います。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 水道事業所長。

○水道事業所長（須郷純彦） お答え申し上げます。

水質の悪化に伴う原因でございますけれども、今のところ危機管理検討委員会で調査中でございます、もう少し時間がかかるようでございます。

それから、企業団の水質悪化問題と前後して、鯉ヶ沢町でも水道水の未殺菌問題が起こっております。鯉ヶ沢町長平町の簡易水道が塩素で殺菌されないまま供給されたという報道がございましたが、浄水場での機械故障によるものと言われております。その後お聞きしたところによりますと、塩化ビニール管から殺菌用の塩素が漏れたのではないかと考えられております。機械と塩ビ管の応急処置を行い回復したとのことでございますが、この企業団の水質問題と鯉ヶ沢の未殺菌問題の2件の水の問題を教訓に、当市でも機械器具等の点検を行うなど万全を期してまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって工藤善司議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時20分 休憩

午後 1時08分 再開

○副議長（田中賢一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番阿部春市議員。

○3番（阿部春市議員） 一登壇一

平成18年第3回定例会に当たり一般質問させていただきます。市長不在の議会ではありますが、通告に従い順次質問しますので、よろしくお願いいたします。

第1点目は、農業行政についてであります。農業を取り巻く環境は、ますます厳しくなる一方です。こうした状況の中で、何か新しいものを取り入れることができないかといろいろと考えてきたのであります。たまたまある本に宮城県大崎市の取り組みが紹介されていきましたので、先月同僚の工藤議員、加藤議員の3人で現地調査に行ってきたのでございます。それは、農家レストランであり、農家民宿でありました。

まず、農家レストランですが、自分がつくったおいしい米を多くの人に食べてほしいとの思いから始めたそうであります。料理は季節に合わせて提供しているとのことで、

1日30名限定で自家製のどぶろくも出していました。つまりは、地元のおいしいものは食べに来てほしいとの発想を実行しているものと思いました。

また、農家民宿ですが、自宅の隣に民宿を新たに建設して体験型農業を目指していたのであります。しかも、この農家は米づくり一本でグリーンツーリズムの事務局長を務めていたのでもあります。私たちは、レストランで食事をし、民宿に泊まって農家の人と酒を飲みながら話し合いをしてきたのであります。また、私たちが夜休むころに若い人たちが集まってきて打ち合わせをしていたのでもあります。ほかにもいろいろありましたが、関係する部分だけを報告した次第です。地域活性化のため、地元農家が立ち上がり取り組んでいる姿をかいま見る思いでした。

制度的には、農業特区とグリーンツーリズムであります。これをうまく利用していたのでもあります。そこで、当市の場合はいかがでしょうかありますが、これまでの議会においてグリーンツーリズムについては取り組みをしていくという内容の答弁を何回かしておられます。確かに担当する人もかわったことと思います。さらには、農業特区の指定も受けています。これまでの取り組み状況とあわせて、今後について質問させていただきます。

質問の第2点は、教育行政についてであります。貴重な建造物の保護活動について質問します。当市の楠美家は3年がかりで移築工事が進められ、間もなく完成のようであります。総額5億円余の工事でありました。入居者がいなくなり、管理するにも苦労する状況になり市に寄贈したとのことで移築したのでありますが、こういったこと等を含め、貴重な建造物を後世に残すためにも保護が必要ではないかと考えるのであります。すべてを楠美家や平山家のように金をかけて整備することは、財政的にも難しいものと思うのです。そうであれば、国の制度を活用することであります。重要文化財や登録有形文化財等でございます。これからのことでありますが、教育委員会の方向づけについてお伺いいたします。

先ほども申し上げましたように、宮城県大崎市の旧鳴子町では、登録有形文化財に4件指定を受けているそうです。農家民宿を経営している自宅も指定を受けていました。農家の御主人に指定を受けたことで、どういうメリットがあるのかと尋ねたら、設計料の補助と固定資産税の減免だと言われました。この内容でよいのか確認したいと思えます。

次に、この種のことを考えるときに文化的価値がどのくらいあるのか、この点でございます。旧家には今でも立派な建物が残っています。調査の方法と教育委員会の中に文化財審議委員会が設置されていますが、そのかわりについて説明を求めたいと思いま

す。私の素人考えですが、大崎市の農家民宿が登録有形文化財に指定されているのであれば、当市でも文化庁に申請すれば許可を受ける建物が何カ所もあるのではないかと考えて見てきた次第です。そこで、当市管内の国の指定箇所はどのようになっているのか説明をお願いいたします。

質問の第3点目は、水道事業についてであります。他管内の水道施設事故については、先ほど工藤議員が質問し、内容が同じでありましたので、割愛したいと思います。

次に、津軽ダム関連についてであります。3月7日のマスコミ報道では、水需要の伸びが見込めないため、五所川原市は国が計画する津軽ダムから水道水を取水する事業計画から撤退することがわかったとありました。これまでいろいろと関係機関に働きかけをしてきたと思いますが、今後の見通しについて質問させていただきます。

また、旧市浦地区は津軽広域水道企業団西北事業部のエリアだと思えますが、今後どのようになるのか質問させていただきます。

これらを含め津軽ダム関連、建設見通しについて質問し、1回目の質問といたします。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 阿部議員御質問のうち、農業行政についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、グリーンツーリズムは農山漁村の活性化、あるいは都市と農山漁村の交流促進のために全国的に取り組みが行われてきているところでございます。

御質問の農家民宿とグリーンツーリズムの取り組みにつきましては、平成8年度に実施いたしました産直施設の視察研修と農家民宿についての講演会を契機に、平成13年度から五所川原市VICウーマンが中心になりまして稲刈り体験ツアーを実施し、14年度にはリンゴもぎ取り体験ツアー、15年度はリンゴもぎ取り及び稲わら工芸品づくり体験ツアーなどを実施してきているところでございます。

一方で農家民宿につきましては、その開設やサービス提供に係る建築基準法や消防法などの規制がございまして課題を抱えていましたことから、なかなか進展しなかったという現状にありました。しかしながら、このような国の規制が民間事業者の経済活動や地方団体の事業の妨げになるということから、平成17年9月1日に大幅な規制緩和がなされたところでございます。

当市は、合併によりまして豊かな観光資源がもたらされたところでもございますし、これまでの通過型観光から滞在型観光を目指し、また発展する可能性が高まっている一方で地域の宿泊施設が不足しているという現状がございまして。

平成15年4月、県が認定を受けました津軽・生命科学活用食料特区の中で、五所川原市では市民農園に関する特定農地貸付事業の認定を受けておりますが、この特区構想の中で、このような規制緩和を活用して農家民宿の開業促進を図ることとしていることから、当市におきましてもグリーンツーリズムに関しまして積極的に取り組み、または推進していこうという地区がありますことから、本年度は農家民宿についての企画、運営セミナーを開催する計画となっております。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 教育長。

○教育長（高松隆三） お答えします。

まず、質問の第1点の貴重な建造物の保存の考え方についてということですが、御承知のように古きをたずねて新しきを知ると、こういう言葉があるように、失うことに歯どめをかけること、これが私は文化財行政の基本であろうと、そう思っております。特に今の日本、どこへ行ってもアーケードとか、あるいは駅ビルとか、スーパーマーケットとかパチンコ屋とか、そういうことでまちの個性、まちの美しさ、まちのよさというものが次第に建造物を見る限りでは失われつつあるのではないかと。そういう中で、例えば黒しっくい町家とか、あるいは貴重な彫刻のある書院だとか、あるいは優秀なすぐれたデザイン、あるいは有名な設計者がつくった建物とか、そういうものについてはこれを保護、保存をしていく必要はあるのではないかと、これが文化財行政の私は基本だと、そう思っております。

そして、次に質問の2点目の、そういうことを活用するために登録文化財制度というものがあるわけでありまして。これは、平成8年につくられた制度であります。まだ新しいです。これは、これまでの文化財と違って制限が非常に緩和をされておると。つまり文化財という資産を生かして、その中で新しい商売しても制限はないという非常に新しい、文化財を保護するための画期的な制度だと、そう思っております。

そこで、この制度を活用して市としてもその保護、保存を検討してはどうかと、こういう御意見のようではありますが、ただ市としては直ちに登録文化財制度を設けて、それを指定するなり保存、保護するというところまでは今のところは考えておりません。ただ、学会とか、あるいは文化団体等で評価されるような価値のある建物、そういう建物の所有者から登録制度を生かして登録したいという本人からの所有者からの申請があれば、それは教育委員会としても、市としても県と協議をしながら国にそれを申請をするということは今の制度で可能であります。市が直接指定しなくても、その建造物の所有者がそういう登録制度で自分の建物を登録したいと、こういう希望があれば、それは市

としても阻む何物もないと、そう思います。したがって、申請があった時点で実態調査をしながら総合的な判断でそれに対応していきたいと、そう考えております。

そして、第3番の登録制度に指定された場合の財政的なメリットはどうかという御質問でありますけれども、これは先ほども指摘されたように設計監理費の2分の1は国が補助をします。建物の改修の事業費ではなくて、その建物改修の設計監理費の2分の1は国が補助をします。それから、市としてはその建造物の固定資産税、土地は入りませんが、建物の固定資産の2分の1以内を軽減することができる。軽減しなければならないという義務規定ではなくて、軽減することができるということで、それはあくまでも市の判断によるだろうと、そう思います。逆に多少の改造とかは届け出の必要がないけれども、建物全体の形を相当変えるような増改築だとか、あるいは屋根の勾配を直すとか、そういうものについては届けをしなければいけないというのが財政的なメリットであります。

そして、現在の市の文化財の保護状態はどうなっているのかということ、まず国の文化財の指定になっているのは旧平山家の住宅、それと旧津島家の住宅、いわゆる斜陽館、この二つは国の重要文化財の指定を受けている。そして、ただいま移転しています楠美家については、市の有形文化財の指定になっておると。

以上であります。

○副議長（田中賢一） 水道事業所長。

○水道事業所長（須郷純彦） 平成5年の11月に策定されました津軽ダムの建設計画でございますけれども、完成年度が平成15年度を予定しておりましたけれども、用地補償の関係で平成28年度の完成に変更になっております。その間、津軽ダムの利水計画の見直しが行われ、平成17年の6月に津軽ダム利水者会議において津軽ダムの建設に関する基本計画の一部変更がなされたものであります。これによって当市の津軽ダム利水計画に参加している上水道1日当たり5,000立方メートルは使用量の減少と国の指導のもとに撤退する予定となったもので、ちなみに津軽ダムに上水道を申し込んでいる弘前市、津軽広域水道企業団西北事業部も、それぞれ減少あるいは撤退することになっております。この決定は、来年の3月に決定される見通しでございますので、ことしの9月に関係市町村の全員協議会で県から説明会を開催することになっておりますので、その時点で今後のスケジュール等についても明らかになるものと思っております。

それから、市浦地区の水道でございますが、現在地下水と一部河川から取水しております。このたびの津軽ダムからの撤退により浅瀬石川ダムからの水道水の供給が予定されております。これは、津軽ダムから浅瀬石川ダムに変更されるということでござい

ます。西北事業部の構成団体であるつがる市並びに旧市浦村につきましては、津軽ダムから撤退して黒石の浅瀬石川ダムから水道水を求めることとなります。このため黒石の企業団でも現在水道水の取水変更に伴い浄水施設、送水施設の設計変更が行われている状況でございます。

当市の場合5,000立方メートルの上水道を申し込んでおりましたが、ダムから撤退することでいろいろと負担金の関係もございしますが、ダムの高さが堤高でございますけれども、1ミリにも達しないということから、ダム本体に支障がないため、今後負担金の請求はないものと思っております。

以上です。

○副議長（田中賢一） 3番。

○3番（阿部春市議員） いろいろと御答弁をいただきました。まず、特区とグリーンツーリズムの関係については、今ほど助役答弁にあったように非常にこれは大事な部分でありますので、ぜひ関係機関と連絡をとりながら積極的に取り組むように要望をしたいと思います。

それで、ことしは先ほどの答弁にありましたように運営セミナーを開催するというところでありますので、期待をしたいと思います。

それから、2点目は特区の関係で旧五所川原市は農業特区に指定されていますけれども、旧金木、旧市浦の部分もエリアとして自動的に認定されるものなのかどうか、そこを確認したいと、こう思います。

それから、教育委員会、教育行政の関係についてでありますけれども、私2回目に質問しようとしたことが教育長の方から答弁されてしまいました。ありがとうございます。

もう一つ気になるのは、市の文化財の関係で私、例規集を見たんですけれども、例規集に市の文化財というのがないんです。私、見つけられなかったかもわかりませんが、市の文化財というのは当然市で指定する以上は例規集になければならないと思うんですけれども、その辺どういう基準になっているのか含めて説明をお願いします。

それから、水道事業の関係についてですけれども、一つは津軽ダムから撤退するということになると、これまで支払ってきた負担金とか補助金、これまで相当の額になったと思うんですけれども、この返還の見通しというのはどのようになっているのか。これは、一般会計から出ていると思うんです。その見通しについて質問します。

それから、二つ目は、この合併に伴って新市の水供給マスタープラン、これを作成すべきではないかと、こう思うんです。合併後の将来的な立場に立った、そういうことから事業計画表を策定すべきではないかと、こう思うんです。

それから、津軽ダムからの工業用水が果たして必要なのかと、ここも考えるべきではないかと思えます。

また、元町の浄水場も老朽化しています。相当前から建てかえしなければならないという声はあるんですけども、なかなか実現されないで来ております。これらを含めた総合的な対策が必要ではないかと、こう思うんですけども、どのように検討されているのか。検討されているとするならば、基本的な考え方を示していただきたいと、こう思います。

以上です。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えします。

特区でございますが、平成15年4月、津軽・生命科学活用食料特区につきましては、旧五所川原市は入ってございますが、現在金木、市浦地区につきましては入っていないということでございます。これにつきましては、県の計画変更が必要になるものでございまして、現在変更は考えていないということでございました。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 教育長。

○教育長（高松隆三） 文化財の言ってみれば定義みたいなものは何かという御質問のようでありますけれども、この登録文化財に該当があるいはするのかなというのは、一般的には例えば旧五所川原市内で洋館が五つぐらいあるんですね。これらは、登録文化財にあるいはなるのかなと。あるいはかつて金木町でも蒔田にカヤぶき屋根の大きなあれがあって、それも指定してはどうかということでいろいろ実態調査したけれども、まだ決定はされておらない。あるいは隣にいる阿部委員長の住宅等も、価値としてはそれなりのものがあるのかなという感じは一般論としては持っています。

ただ、一般論だけで我々は判断できるものでなくて、それはある程度は文化庁等の協議とか、あるいは建築学会とか土木学会とか、あるいは学術論文とか、いろんな面でそれなりの評価をされるようなものがなければ、もう一つは西澤旅館もあるいはその一つに入るのかもしれませんが。

だから、管内にはそういうたぐいの建造物というのは幾つかあるけれども、今、市としてはそれを積極的に保存、保護するというのではなくて、登録文化財制度というのは本人の希望でもできますから、あえて市が実態を調査をしながら本人の承諾までとって指定をするということよりも、本人がそれを有効に活用したいという登録申請をすれば、市としてはそれなりに対応していきたい、そう考えております。

○副議長（田中賢一） 水道事業所長に申し上げます。もう少し腹から声を出して答えてください。

○水道事業所長（須郷純彦） お答えを申し上げます。

津軽ダムから撤退を予定している当市の支出済負担金、これは旧五所川原市分として設計変更に伴い、平成6年度から平成19年度までの支払い予定額が返還される見通しでございます。

それから、合併後の旧五所川原市と旧金木町の水道マスタープランについては、現在策定中でございます。内容につきましては、基本方針の策定として水需要の予測、課題抽出の目標値設定、基本事項の決定として年次計画、計画給水区域、計画給水人口、給水量等であります。整備内容の決定として、整備案の作成、整備案の評価などがございます。完成は、平成19年3月に完成する予定となっております。

それから、工業用水でございますが、これは阿部議員の御質問のとおりでございます。工業用水につきましては1万5,000立方メートルから1万立方メートルに減少されてきて、現在契約している旧日立さんほか1社でございます。6,950立方メートルの契約を締結しております。ただ、旧日立さんから、景気の低迷に伴い減量の申し出もございますので、今回阿部議員の御意見を十分に尊重して検討してまいりたいと思います。

○副議長（田中賢一） 3番。

○3番（阿部春市議員） 御答弁ありがとうございました。

教育長にいろいろ御答弁をいただきましたけれども、その内容で理解します。ただ、確認をしておきたいのは、先ほど私が言った楠美家のような事例が出てくると当然家主から要請をされる、そのときにどのくらい我が家は価値があるのかわからないのが実態だと思うんです。ですから、先ほど答弁ありましたように教育委員会に相談をしたら、教育委員会では相談を受けてその調査もするように努力をするということで確認したいと思うんですが、それでよろしいですか。

それから、水道の関係については、私は合併後の水道事業のマスタープランをつくるべきだというのは、市浦には市浦のいろんな事情があると思う、先ほど答弁いただきました。それから、旧金木には金木の事情があると思う。それは五所川原市で言うと、軟水、硬水合わせた全体的な対策が必要ではないのかと。例えば金木の場合は井戸水を使用している、5カ所で全部供給をしているというふうに聞かされております。そういうことを逆に硬水の部分に一部使用するとか、例えばですよ、断定的に言うんでありませんけれども、そういう合併後の全体的な水道事業の見直しといいますか、総合的な検討を加えると節約する部分が多くなるのではないか、この意味から検討し

ていただきたい。検討しているのであれば、もう少しその辺の内容の考え方を示していただきたいと、こう思って言ったんですが、いずれこれはこれからの問題であります。19年3月までに検討するという今の答弁でありますので、そのことをお願いをして私の質問を終わります。

○副議長（田中賢一） 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

次に、14番葛西ノリエ議員。

○14番（葛西ノリエ議員） 一登壇一

社会民主党を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。成田前市長には、ぜひとも御答弁いただきましたかったわけですが、退任をされましたので、そのこともかなわなくなりました。市長がいない中、大変かと思いますが、助役また関係部署の方々の御答弁をよろしくお願いいたします。

第1点目は、自殺防止対策についてお尋ねします。昨年の自殺者は前年比0.7%増の3万2,552人で、8年連続して3万人を超えたことがわかりました。交通事故死の約3倍から4倍に相当するのだそうです。異常な数であり、先進国の中でも自殺大国という汚名までがつきました。本県は、残念ながら平成14年度から4年連続で全国のワースト2位で、最悪だった15年は576人もありました。県は13年度から心のヘルスアップ事業を展開し、専門家による心のヘルスアップ会議の設置、自殺予防実態調査、フォーラムや研修会の開催などを実施されているようです。自殺予防対策は、現在約半分の市町村で行われているとのこと。自殺は減らせるという意識の浸透と取り組みの地域差解消が求められていると言われていています。年間六、七人が自殺していた六戸町では、こころのケアナース養成事業を行い、17年は1人だけに減るなど、取り組んでいる地域では予防事業の成果が出始めている報告もあります。今や自殺問題は個人の問題として片づけられない社会の背景、例えばリストラ、不況、いじめなどがかかわっている問題になっています。国も昨年12月に初の総合対策を策定し、自殺予防対策に本腰を入れ始めました。まずは市町村や地域、そして県の保健師を含めた行政の関係者がみずからの考えを正していくことから自殺予防活動が始まるとの指摘があることを踏まえ、当市においてもより一層取り組みの強化を求めたいと思います。

そこで、質問の1点目は、当市における過去5年間の自殺者数と特徴的な点や課題について御報告をお願いします。

2点目は、現在自殺予防対策として取り組んでいる事業がありましたら教えていただきたいと思います。

3点目は、今後取り組んでいこうとしている内容について御答弁をお願いします。

第2点目は、自治体病院機能再編成についてお尋ねします。県内にある自治体病院の多くが医師不足と赤字経営に悩まされていることが報告されています。このため、青森県は平成11年に病院を統廃合、縮小する青森県自治体病院機能再編指針を策定し、県内を六つの圏域に分けて、それぞれに中核病院を置いて、残りの病院は縮小したり診療所にするという案が示されています。

西北五圏域では、西北中央病院は新たに救急医療や高度専門医療を担う中核病院として建設され、公立金木病院や鮎ヶ沢町立中央病院は縮小し、つがる市立成人病センター、鶴田町立中央病院はベッドのない診療所で在宅医療を目指す内容になっています。中核病院開院時期は、当初より3年おくらせて平成23年を目指すスケジュールになっています。地域によっては、不便や不安を増大させる機能再編になっていないかという心配もあります。果たして本当に地域医療が充実していくのか、そのことを明らかにしていくためにも、幾つかの質問を用意させていただきました。

質問の1点目は、大きな課題とされている建設事業費199億円の財源の確保と医師不足解消のための手だてをどうしていくのかお伺いします。

2点目は、周辺病院の機能分担、協力体制についてです。つがる市立成人病センターの診療所案に対して、これまでの病院機能の存続を求める要請が届けられているようですが、どのように検討されているのか、その他の病院については案のとおり受けとめられているのかお伺いします。

3点目は、多くの市民が関心を寄せている中核病院の用地選定についてですが、どのような状況なのでしょう。また、適地とされる必要な要件についてもお答えください。

4点目は、気になる建設後の経営の見通しはどのようになっているのか。また、各自治体の負担割合についても御報告をお願いします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 葛西議員御質問のうち、自殺予防対策の中の本市の過去5年のデータからの特徴といいますか、課題についてお答え申し上げたいと思います。

葛西議員が先ほど申しておりましたとおり、全国ベースで見ますと自殺者というのは平成10年から8年連続で3万人を超えているということで、交通事故死亡者の4倍に上っているという状況にございます。自殺は個人の問題だけにとどまらず、社会的な要因、いじめとか倒産などの社会的要因があることを踏まえまして、国や自治体はその対策に

取り組むことが求められている状況でございます。

本市の12年からの5年間の自殺死亡率は、昨年7月に五所川原の保健所で作成いたしました資料をもとに、合併前の3市町村の数値を合算しての上の数値でございますが、平成12年には死亡者数18名、死亡率、これは人口10万人当たりになりますが、27.4%でございました。それで、平成16年には死亡者数29人、死亡率44.9%というふうに、この5年間で約1.6倍というふうになってございます。さらに詳しく内容を見ますと、男女別に見ますと死亡者数16年の29名のうち男性が24人、そのうち年代別に見ますと40歳から64歳までが13人、65歳以上が8人となっております。中高年の男性の伸びが著しいということになってございます。このような状況を踏まえまして、県や関係機関と連携をしながら自殺予防対策に取り組んでまいりたいと思っておりますが、具体的な内容につきましては部長の方から御答弁させていただきます。

○副議長（田中賢一） 民生部長。

○民生部長（木村一善） 葛西議員にお答えいたします。

現在取り組んでいる自殺予防の内容についてでございますが、自殺につきましてはただいま助役御答弁申し上げたとおり、その背景が非常に複雑であることから、自治体、医療機関、企業や学校また地域の社会全体の力で進めていかなければならないものと深く認識しております。

今後の取り組みでございますが、このことから今月6月21日にはオルテンシアにおきまして、自殺の予防を考えてみませんかというテーマで、県主催であります。青森県精神保健福祉大会が開催されることとなっております。

また、青森県におきましても県立精神保健福祉センターでは、こころの電話を設置し、相談体制を整えていると伺っております。このこころの電話につきましては、民間のNPO法人におきましてもこころの電話を開設し、24時間体制でそういう方の相談にあずかっていると、そういうふうに伺っております。

このことから、当市でも例えばさきの質問にございました出生率、非常に厳しい段階であります。出産などでやはり育児支援なんかに困っている、そういう産婦の方に対する心配事の相談、また健康診断等でちょっと心配な方の相談は担当課の方で随時対応できるように体制を整えてあります。

また、健康推進課におきましては、本年度の活動方針の一つとして心の健康づくりを掲げ、市民を対象とした講演会を2回ほど予定しております。

次に、今後の取り組みとしている事業内容はどのようなものかという御質問ですが、やはり自殺等は非常にメンタル的な部分がございます。今後具体的な事業の内容に

つきましては、さきに議員御質問になりましたとおり自殺対策関係省庁連絡会議において、自殺予防に向けての政府の総合的な対策がまとめられております。県からも送付を受けました事業と、また先ほど議員がモデルケースと一応御質問いたしました。県の指導または県内のモデル地域の活動等を参考にして今後取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○副議長（田中賢一） 西北中央病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（蒔田弘次） 葛西議員にお答えいたします。

自治体病院の機能再編成についての何点かの御質問をいただきましたが、これらの事務事業につきましては、つがる西北五広域連合が担当して取り組んでいるということをお理解いただきましてお答えをさせていただきます。

まず、中核病院建設の事業費の財源確保についての御質問でございますが、つがる西北五広域連合では課題の検討と今後の計画実現に向けた所要事項を整理したマスタープランを平成18年2月に策定したところであります。それによりますと、地域医療の中心となる中核病院は一般病床438床、精神病床50床、感染症病床4床、合計492床の規模と計画され、用地費を含まない事業費は約199億円と見込まれているところであります。建設に当たっては、国、県の支援が明確になっていない現状で、そのほとんどを公営企業債で賄うという試算となっており、償還財源は当市を含む2市4町が負担していくこととなっております。

次に、その医師の確保についての御質問でございますが、津軽広域連合のマスタープランの中では医師養成確保対策として、研修医の確保対策や弘前大学医学部及び県立保健大学との連携、あるいは独自の医師確保対策として連合内に医師確保セクションの設置など、さまざま検討されているところでございます。

次に、質問の第2点目、つがる市立成人病センターの入院病床の存続要望についての他の病院の意見等はどうなっているのかという御質問でございますが、つがる西北五広域連合によりますと、つがる市立成人病センターは計画ではベッドを持たない診療所に転換することとされておりますが、昨年度検討を重ねた結果、結論は先送りされた格好となり、またマスタープランではまず中核病院の建設着手を優先させ、サテライト医療機関、いわゆる周辺の医療機関のあり方につきましては一定の時間をかけて検討すべきこととなっているようでございます。連合によりますと、今後自治体病院の院長と事務長で構成される西北五地域自治体病院機能再編成推進委員会を中心に、中核病院の建設についての検討が一段落した段階で、サテライト医療機関のあり方についても検討され

ることになるものと伺っております。

質問の3点目でございますが、中核病院の建設用地の選定要件等についての御質問でございますが、去る平成18年3月30日につがる西北五広域連合が中核病院建設用地選定委員会を発足させ、これまで現地視察を含め3回の会議が開催されたところでございます。その会議で検討された選定の要件といたしましては、十分な広さを有すること、交通アクセスがすぐれていること、安全性が確保されていること、良好な環境が保たれること、土地利用規制の状況、用地取得、造成等のコスト、用地取得に当たっての容易さなど7項目などでありますが、いずれの要件も重要でありまして、これらを総合的に判断して、委員会としての結論を出すことになるものと考えられます。

次に、質問の4点目でございますが、中核病院の経営の見通しと各自治体の負担割合についての御質問でございますが、マスタープランでは中核病院の収支が試算されておりますが、それによりますと開院の初年度から赤字が生じ、開院時に初期投資した医療機器の償還が最も多い5年目には、経営上問題視される不良債務が発生する見込みとなっております。しかしながら、それを過ぎると徐々に不良債務の状況はよくなり、償還が一定の状況に落ちついている開院から10年後の状況を見ますと、経営上問題となる不良債務の発生は回避できる見込みとなっております。しかしながら、今後の医療制度がどう変化し、診療報酬の体系がどうなるのかなど、現時点では明確に予測しにくい状況もあり、病院の健全経営を確保するための努力が一層求められることになるものと考えております。

次に、各自治体の負担割合についての御質問でございますが、病院が設置される地域の自治体に負担させる設置割、均等割、人口割、利用者割等の4要素を組み合わせたパターンを昨年度以来検討されているところでございますが、まだ決定されておらず、現在も継続して検討中とのことであります。

以上であります。

○副議長（田中賢一） 14番。

○14番（葛西ノリエ議員） 2回目の質問に入ります。

自殺予防については、非常に五所川原の状況も自殺者がふえてきているということで、問題にしなければならないところだというふうに思っています。それから、中高年の男性に多いということで、やはり経済的な問題、生活苦を抱えての内容が多いのではないかと考えておりますので、これに対する何らかの対策が必要だと思っております。

それで、自殺ということを取り上げるには、非常に重たい課題になっていまして、なかなか各自治体においても頭では考えても具体的にどう取り組んでいいかわからない、

そして自殺を取り上げることがかえって自殺者をふやしてしまうのではという意見もあるようです。そんな中で、なかなか自殺予防活動の実施に踏み切れないというところも見られるようですけれども、実際活動を始めたところの感想は心配が無用であったことがわかったとあります。やってみた方がいろんな課題も見えてくると思いますし、やらなければならない、そういった状況もわかってくるかと思います。

そして、知識や情報は地域住民の意識を確実に変えていくといいます。そんなことが言われておりますので、まず自殺の現状を把握していく、そのことが必要だろうと思いますので、市民への実態調査が必要ではないかと思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか、お答えいただきたいと思います。

それから、自殺した人の半数以上は自殺を実行する1カ月以内に何らかの身体症状を訴えて、精神科以外の医療機関に受診していると言われており、身体症状の背後にあるうつ病を早期発見し治療をするなど、早期に対応することが自殺予防にとって重要であると言われていますが、医療機関と連携して、うつ病の対策が大事ではないかと思いますが、現状はどのようになっているのかお答えいただきたいと思います。

それから、心の健康相談あるいは精神保健に関する相談窓口は設置されているのかどうか、その点についてもお答えをいただきたいと思います。自殺を考える人の中で、相談先がわからない、相談相手がいないという回答が多くあるということですから、リーフレットを配布するとか、相談窓口案内の周知徹底を図っていただきたいと思いますが、この点よろしく願いいたします。

それから、国の政策でも働く場においてより積極的に心の健康の保持増進を図ることは、労働者とその家族の幸せを確保するとともに、我が国の健全な発展につながるという考え方を示していることから、各事業所等へ周知徹底をしていくことが求められていますが、まずは庁内における職員に対しての心の健康増進はどのように行われているのかお伺いします。

それから、自治体病院機能再編成についてです。建設費199億円、そして用地取得また建設後の管理運営、いろんなことが物すごいお金がかかってくるわけで、その財源確保が非常に今の時点だとまだはっきりしていなくて、不透明な点が多いということでは、これでいいのかなというふうなことを感じました。

それから、医師不足についても先ほど研修医ということをおっしゃいました。今でも西北病院は研修医の協力病院となっているということで対応されているようですけれども、問題なのはこの4月から導入された医師臨床研修の義務ほかなどの影響で、医局が派遣先から医師を引き揚げ大学病院に戻すという動きがあるために、地域の病院を回す

余力が失われつつあるというふうなことも指摘をされております。医師確保のために行われた医師臨床研修制度ですか、このことがかえって今逆に悪循環になっているということも言われておりますので、これは慎重に本当に医師の確保を真剣に考えていっていただきたいなというふうに思っています。

それから、つがる市立成人病センターですけれども、地元の声としては今まで入院できていたものが入院できなくなるとか、非常に縮小され不便になる、そういった方向が示されておりますので、それに対する不安感というものは大きいと思います。ですから、こういう存続の要請が出されているかと思うんですけれども、そのことについては先送りされているというふうに言われております。まだ市長がいない中では、そういうところかと思いますが、この点についても合併問題を言うのではございませんけれども、問題の先送りばかりしているようでは何の解決にもならないなと思っておりますので、だれが市長になるのかわかりませんが、新しい市長ができたならこのことももっと質問をしていきたいなと思っております。担当の方々には御努力をお願いしたいと思います。

中核病院の用地選定ですけれども、これはよく市民の方から病院どこに建つのだばというふうなことを聞かれてきました。私もわかりませんが、まだ決まっていないということもあります。三、四カ所ほど対象になっているとかというふうなこともお聞きしていますし、その用地を選定する場合でも例えば住民に人気投票でもないんでしょうけれども、四つか三つほど今挙がっている用地を示して住民に投票させるとか、そういったこともいいのではないかなというふうに思いますけれども、そんなことができないものではないでしょうか。住民本位の医療だとすれば、そんなことを考えられていいのではないかなというふうに思っておりますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

それから、建設後の経営の見通しについては初年度から赤字ということで、5年目には不良債務も考えられると、そして10年後には回避できるのではないかなというふうなことがありましたけれども、これは順調にいったの中身であって、本当に医師の確保やいろいろなもろもろの問題、不測が生じた場合、こうはいかないだろうなというふうに思いますが、これも暮らしてみないとわからないといったこともあろうかと思えますけれども、それぞれの自治体が負担によって余りにも苦しめられることがないように、きちんとした見通しの立つ計画を組んでいただきたいなと思っております。

自治体病院の機能再編成によって地域医療がどのように変わっていくのか。いい面ばかりでなく、困ることや不便になることなども十分に住民に説明をし、理解と合意を得ながら住民ともにつくり上げていく地域医療であってほしいわけですが、住民に対して

情報を提供し、説明をしていくということが不足していると感じています。この点についての改善を求めたいと思いますが、どのように受けとめているのかお伺いします。

2点目としては、患者が安心と満足が得られる医療サービスの提供が基本であり、強く求められているのが医師からの十分な説明による合意です。インフォームド・コンセントの推進をより一層図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で2回目の質問といたします。

○副議長（田中賢一） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） 自殺予防対策の質問の中の市職員のメンタルヘルス対策についてお答えをいたします。

近年全国的に公務員のみならず、あらゆる職種において心の病が大きな問題となっており、当市においても職員の心の健康管理が肝要であると認識してございます。市では、平成15年、それから14年に全職員を対象に講師を招き、メンタルヘルス研修を実施するとともに、市町村職員共済組合で行っているメンタルヘルスセミナーに積極的に職員を派遣しております。また、定期人事異動の際は、全職員に自己申告書を出していただき、必要に応じ人事担当者が面接を行っており、それ以外的时候でも職場や仕事に強い不安、悩みなどのストレスを抱えている職員から要望があれば随時相談を受けております。

今後ともメンタルヘルスに関する研修を続けてまいるとともに、所属長などを通じ、問題への適切な対応による職場環境の改善、良好なコミュニケーションなどメンタルヘルス対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 民生部長。

○民生部長（木村一善） 葛西議員に4点ほどの御質問がありました。お答えいたします。

まず、第1点の意識調査の考えはないかとの御質問でございます。葛西議員も御承知のとおり、新聞等でも報道されております今国会に国会議員の議員提案でございますが、自殺対策基本法案が提案されております。その中で国、県、市の責務等をうたっているそうでございます。

具体的内容につきましては、法案ができて法務省なり労働省から通達が流れなければちょっと具体的なところはわかりませんが、その中で意識調査についてであります。現在当市にも平成15年に健康21五所川原計画を策定しております。今般旧金木町、市浦村、当市と合併いたしまして、今すり合わせの作業を今年度行う予定にしております。その1項目の中に、心の健康づくりを項目として取り上げて検討していきたいとは考えております。

意識調査の考えですが、その中で集団検診などで行うことができないか、またどういう調査項目、尺度でもって行うか、それから一番大きな要因はそれを分析する専門的な方がいるかどうか、それともう一つは予算上の問題等を勘案しながら検討してまいります。御理解賜りたいと思います。

それから、第2点目、自殺の方々の精神的なうつ病等の方が多いのではないかと、その医療体制はどうなっているかという御質問でございます。確かに社会的な要因で、いろんなりストラとかいじめとか、経済的な不安等、自殺の原因ははっきりしておりませんが、心の病気が関係していることが圧倒的に多いと、これは全国的な警察庁の発表においても、うつ病等の報告がされております。市といたしましても、うつ病や躁うつ状態は自殺等につながる重要な要件でありますので、県、医療機関、あとは各関係団体と連携をしながら、早い段階で対応することができるような体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

それから、第3点、心の健康相談等の窓口の設置はしているのかという御質問でございます。当市には、具体的にはこういう自殺とかうつ病、メンタルヘルス的な対応をする窓口は設置しておりません。今後、先ほど申しましたそういうような法案が通って通達がなされた場合、そういうものについても検討してまいりたいと考えています。

ただ、こういう相談を行うには、現在健康推進課は保健師、看護師等は配置しておりますが、やはり臨床心理士、そういうメンタルな部分を行う専門家はございません。これは、日本全般的にこういうメンタルヘルスのカウンセラーを行う専門職が非常に少ないという現状がございますので、それ等も今後の動向を見きわめながら検討してまいります。

それから、第4点は、働くそういう事業所等への自殺予防等の指導、啓蒙についてでございますが、これにつきましてはそのような法律もしくは現在行われているような躁うつ状態、うつ病等のそういうケアの仕方、メンタルヘルス的な部分につきましては広報等を通じながら、各事業所もしくは市民の方がわかるような方法で啓蒙活動をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（蒔田弘次） 機能再編成の関係について、地域住民に対して情報提供が不足しているのではないかと御質問でございますが、自治体病院機能再編成の進捗状況につきましては、ことしの3月の2市4町の広報紙にそれぞれ掲載されているところでございます。当市におきましても3月15日号「広報ごしょがわら」に再編

成の必要性や中核病院の開院の時期、機能再編成により高度な医療が受けられること、医師不足や経営改善に一定のメリットがあることなどが掲載されているところでございます。

機能再編成を進めた結果として、近くの病院の医療機能が低下し、中核病院まで新たに通院するために足の確保が必要になることなども考えられるわけですが、このように医療体制がどのように変わっていくのかなどについては、住民の皆様には継続した説明が必要であると思われまいます。今後とも事業主体である、つがる西北五広域連合とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

質問の二つ目でございますが、医師からの説明が十分されるような病院にしてほしいという御要望でございますが、信頼される病院であることは機能再編成にかかわることなく、病院を経営する立場として常に念頭に置くべき課題であると思われまいます。マスタープランにおきましても、医療安全対策と医療の質の向上として、患者の視点に立ち、患者に必要な情報を十分提供することや患者が納得して医療を受けられるよう、患者みずから相談できる体制を構築し、患者が医療に参加できる環境をつくり上げていくことが求められていることなど、インフォームド・コンセントを意識した内容となっております。

いずれにいたしましても、安心して病院に診てもらえることが患者にとって何よりであり、そのためには病院、ひいてはそこで仕事をする医療従事者と信頼関係を確保することは重要であると認識しており、機能再編成後の病院のあり方にとどまらず、日々の病院運営においても十分心して臨むべきものと考えております。

3点目の用地選定について住民投票されてはどうかとの御提言でございますが、事務局を担当しております広域連合と相談してみたいと思ひます。

○副議長（田中賢一） 14番。

○14番（葛西ノリエ議員） 3回目の質問に移らせていただきます。

国会でも自殺法案が出されているということで、具体的に決まれば各自治体にいろいろな取り組みがおろされてくるかと思ひます。そうなれば、具体的な形としていろいろなことが見えてくるのかなと思ひますが、やはり実態調査というのが基本としてあろうかと思ひますので、これはぜひとも進めていただいて、現状を把握してほしいと思ひます。

それから、先ほど専門的な方がいるのかいないのかということがありましたけれども、例えば当市に現在いなくても、どこかの病院で県内ではいるわけですから、そこに依頼をするとか、いろいろなそうした形ができるかと思ひますので、ぜひとも分析等もそういった方たち、そういったいろいろな精神保健福祉センターなども利用しながら進めていけ

る内容だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、職員に対するメンタルヘルスケアのことなんですけれども、いろいろ行われてきているということが話されていきました。それで、職員の方が相談する場合、この庁内の中で相談したりするということもあるんですけれども、それをだれかに知られたくないというような考え方もあるようですので、それはそうした場合、他管といいますか、よその方でやられているそうした医療機関、それから相談する場所等もぜひとも周知徹底を図っていただきたいというふうに、ここは要請をしておきたいと思ひます。

それから、自殺予防対策は小さいときから命の大切さを実感できる教育の推進や相談体制の充実を図ることが大切と言われていりますが、学校においてはどのような形で命の大切さを子供たちに伝えているのか。近年子供も大人も感情を表に出せない人がふえてきているそうですが、少しでもつらいときにはだれかに相談してほしいことや、あなたは一人ではないよというメッセージを送り続けていくことが自殺予防対策には大切なことではないでしょうか。行政の積極的な取り組みをお願いしたいと思ひます。

それから、自治体病院についてですが、国民医療費の削減を政府は言ひますけれども、国内総生産費で見ると日本の医療費は先進国中、最低の水準です。むだな公共事業を見直したり防衛予算を削減するなどして、もっと公的医療費を充実することが必要だと私は思ひます。中核病院を進めるに当たっても、周辺病院の患者サービス低下を防ぐ対策をきちんと示していただくことや、多額の費用がかかるものですから、規模の大きさなど後々の負担が余りにも大きく、重荷になってしまうような事態にだけはならないように注意してほしいと思ひます。

それから、広報に載せていきました「どうなる私たちの新しい病院」ということが載っていましたけれども、これを見ますと、こういうふうになりますよ、よくなりますよということばかりが書かれて、周辺の病院のこととか、そこまで通うお年寄りが不便になるとか、そういったことがそんなに示されていないような感じがしておりますので、よい面も悪い面もオープンに出して住民に説明をしていく、そういった義務が行政にあるわけですから、きちんとそういうことをして、いい地域医療を考えるように目指していただきたいことをお願いをいたしまして、3回目の質問といたします。

終わります。答弁お願ひして。

○副議長（田中賢一） 民生部長。

○民生部長（木村一善） 御質問の実態調査につきましては、先ほど申しましたとおり国と、法案が通りましてそういう通知と、それからもう一つは健康21の中で可能かどうか、今後検討してまいりたいと思ひます。

○副議長（田中賢一） 教育長。

○教育長（高松隆三） お答えします。

人間の死亡率というのは100%であります。人間はいつか必ず死ぬ。したがって、私は自殺はあくまでも個人的な問題ではあるとは思っているけれども、先ほど御指摘のように8年連続で3万人を超す自殺者が出るということは、これは大変な大きな社会問題であり深刻な問題であると、そう私も思っております。そこで、学校では自殺予防対策としてどういう教育をしているのかと、小さいときから命を大切にする教育をするべきだという、この御指摘については私も全く同感であります。

そこで、学校ではいろんな教科があるわけでありましてけれども、例えば国語があり、理科があり、生活学習があり、体育科があり、そしてまた道徳がありという、あるいは中学校でいけば保健体育もあり、いろんな教科を通して命の大切さというのはそれぞれの教科の中ではきちっと教えてきてはおるわけでありまして。例えば命の大切さの指導では、悩みを相談できるそういう友達関係をつくる、あるいは集団に適応できるコミュニケーションの能力の育成だとか、さらに理科とか総合学習を通しては動植物の飼育だとか、あるいは植物の栽培だとか、そういうことを通して生きるものの生命尊重ということを教育としては取り上げてきておるわけでありまして。

そしてまた、よく最近若い層の自殺者が多いということもあって、これに関連して子供たちに対しては悩みとかストレスを解消するために、市内の学校にはスクールカウンセラーを配置をしております。いろんな子供たちの相談あるいは指導、こういうものをスクールカウンセラーによって履行されておるし、また学級担任の先生も定期的に子供たちにそういう相談をしておるといふことであります。

そしてまた、2点目の御質問では、人に相談するという、表現する教育を強化すべきだという御指摘もありました。だから、国語なら国語を通して自分の目的とか意図に応じて伝えたいことを的確に相手に伝えるという訓練を国語の時間を通してやっておるわけでありまして。ただ、相談活動というのは、そういう知識があっても相手に伝えることができない子供がたくさんあります。今の若い者でもそうです。だから、相談活動においては他に悩みの内容をうまく相手に伝えるだけじゃなくて、相談する勇気あるいは悩みを人に相談できる力、こういう言ってみれば言語、言葉の表現よりも人間関係としての表現力の育成というものに力を入れてきておるわけでありまして。自殺日本一であった秋田県は、心の健康相談、そしてまた仲間づくりをモデル事業として3年間継続して3割自殺者を減らしたと、そういう実績も出ているわけでありましてし、国も今基本法をつくって自殺予防対策に一層力を入れるという方向にありますので、教育委員会としても

命の大切さをさらに高めていきたいと。ただ、今子供の命を阻んでいるのは大人にあるということもあって、本当に今いろんな面で命の大事さというものを改めて教育委員会としても教えていきたいと、そう思っております。

以上です。

○副議長（田中賢一） 病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（蒔田弘次） 議員御指摘の点につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、住民の皆様にも継続した説明が必要であると思われまいますので、今後とも事業主体であるつがる西北五広域連合とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○副議長（田中賢一） 以上をもって葛西ノリエ議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

---

◎散会宣告

○副議長（田中賢一） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時29分 散会

平成18年五所川原市議会第3回定例会会議録(第3号)

---

議事日程

平成18年6月13日(火)午前10時開議

- 第1 議案第55号 専決処分の承認を求めることについてから議案第81号 工事請負契約の締結についてまで
- 

本日の会議に付した事件

- 第1 議案第55号 専決処分の承認を求めることについてから議案第81号 工事請負契約の締結についてまで
- 

出席議員(42名)

1番 原 田 寛 議員	2番 加 藤 磐 議員
3番 阿 部 春 市 議員	4番 齊 藤 一 郎 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員
9番 伊 藤 永 慈 議員	10番 田 中 昇 議員
11番 寺 田 達 也 議員	12番 稻 葉 好 彦 議員
13番 櫛 引 ユキ子 議員	14番 葛 西 ノリエ 議員
16番 三 和 均 議員	17番 工 藤 誠一郎 議員
18番 寺 田 武 造 議員	19番 野 呂 國四郎 議員
20番 三 和 孝 治 議員	21番 古 川 幸 治 議員
24番 山 口 孝 夫 議員	25番 笠 井 幸 市 議員
26番 磯 辺 勇 司 議員	27番 伊丸岡 勇 議員
28番 平 山 秀 直 議員	29番 笹 山 精 喜 議員
32番 島 津 典 明 議員	33番 中 畑 藤 雄 議員
34番 田 中 賢 一 議員	35番 川 口 隆 議員
36番 中 谷 秀 八 議員	37番 福 士 寛 美 議員
38番 川 浪 茂 浩 議員	39番 木 村 清 一 議員
40番 工 藤 善 司 議員	41番 葛 西 収 三 議員
42番 工 藤 武 則 議員	43番 吉 岡 浩 議員
44番 葛 西 敬太郎 議員	46番 濱 田 春 士 議員

47番 三 渦 春 樹 議員

48番 長谷川 清 勝 議員

---

欠席議員（5名）

22番 秋 元 洋 子 議員

23番 高 杉 利 彦 議員

30番 相 澤 治 議員

31番 平 山 則 雄 議員

45番 成 田 長 代 議員

---

説明のため出席した者（27名）

市長職務代理者  
助 役

雨 森 康 夫

収 入 役

鳴 海 義 男

総 務 部 長

山 田 晴 雄

財 政 部 長

三 上 裕 行

民 生 部 長

木 村 一 善

福 祉 部 長

宮 崎 堅 治

経 済 部 長

笹 森 英 志

建 設 部 長

三 橋 俊 一

金木総合支所長

福 井 定 治

市浦総合支所長

成 田 義 正

西北中央病院  
事 務 局 長

蒔 田 弘 次

水道事業所長

須 郷 純 彦

教 育 委 員 長

阿 部 育 也

教 育 長

高 松 隆 三

教 育 部 長

葛 西 皓

選挙管理委員会  
委 員 長

平 野 光 雄

選挙管理委員会

木 村 隆 一

事 務 局 長

農業委員会会長

太 田 昭 市

農 業 委 員 会  
事 務 局 長

鈴 木 正 徳

財 政 課 長	工 藤 勝
企 画 課 長	岩 川 静 子
市 民 課 長	春 藤 光 正
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	小 林 耕 正
議 事 係	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員41名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により会議を進めます。

◎日程第1 議案第55号から

議案第81号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第55号 専決処分の承認を求めることについてから議案第81号 工事請負契約の締結についてまでの27件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第64号 専決処分の承認を求めることについてから議案第68号 専決処分の承認を求めることについてまで及び議案第71号 専決処分の承認を求めることについてから議案第75号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算までの10件については、25名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の10件については25名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

それでは、その氏名を事務局長より朗読させます。

○議会事務局長（高橋満直） 議長の指名を朗読いたします。

1番 原 田 寛 議員	3番 阿 部 春 市 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員
9番 伊 藤 永 慈 議員	10番 田 中 昇 議員
11番 寺 田 達 也 議員	12番 稲 葉 好 彦 議員
13番 櫛 引 ユキ子 議員	16番 三 和 均 議員
17番 工 藤 誠一郎 議員	19番 野 呂 國四郎 議員

20番	三 和 孝 治	議員	21番	古 川 幸 治	議員
22番	秋 元 洋 子	議員	25番	笠 井 幸 市	議員
26番	磯 辺 勇 司	議員	28番	平 山 秀 直	議員
31番	平 山 則 雄	議員	32番	島 津 典 明	議員
33番	中 畑 藤 雄	議員	40番	工 藤 善 司	議員
42番	工 藤 武 則	議員			

以上の25名です。

○議長（齊藤一郎） ただいま朗読したとおり、以上の25名を指名いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました25名の委員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、議案第55号 専決処分の承認を求めることについてから議案第63号 専決処分の承認を求めることについてまで、議案第69号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第70号 専決処分の承認を求めることについて並びに議案第76号 五所川原市国民保護協議会条例案から議案第81号 工事請負契約の締結についてまでの17件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたから御報告いたします。

次に、本定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから、御報告いたします。

---

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、明14日及び15日の2日間は休会いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の2日間は休会とすることに決しました。

次回は、来る16日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時23分 散会

平成18年五所川原市議会第3回定例会会議録（第4号）

---

◎議事日程

平成18年6月16日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第76号 五所川原市国民保護協議会条例案
- 第 7 議案第77号 五所川原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 8 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 請願第 2号 地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を  
求める請願
- 第10 請願第 3号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反  
対する請願
- 第11 請願第 4号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大に反対する請願
- 第12 請願第 5号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願  
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第13 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて
- 第14 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて
- 第15 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて
- 第16 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて
- 第17 議案第78号 五所川原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案  
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第18 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて
- 第19 議案第79号 訴えの提起について
- 第20 議案第80号 訴えの提起について
- 第21 議案第81号 工事請負契約の締結について  
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第22 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて

- 第 2 3 議案第 6 5 号 専決処分の承認を求めることについて
  - 第 2 4 議案第 6 6 号 専決処分の承認を求めることについて
  - 第 2 5 議案第 6 7 号 専決処分の承認を求めることについて
  - 第 2 6 議案第 6 8 号 専決処分の承認を求めることについて
  - 第 2 7 議案第 7 1 号 専決処分の承認を求めることについて
  - 第 2 8 議案第 7 2 号 専決処分の承認を求めることについて
  - 第 2 9 議案第 7 3 号 専決処分の承認を求めることについて
  - 第 3 0 議案第 7 4 号 平成 1 8 年度五所川原市一般会計補正予算
  - 第 3 1 議案第 7 5 号 平成 1 8 年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算  
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
  - 第 3 2 発議第 3 号 少子・高齢化を支える地方税制の抜本改革に関する意見書案
  - 第 3 3 議会運営委員の選任について
- 

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 議案第 6 0 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 議案第 6 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 6 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 6 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第 7 6 号 五所川原市国民保護協議会条例案
- 第 7 議案第 7 7 号 五所川原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 8 議案第 7 0 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 請願第 2 号 地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を  
求める請願
- 第 1 0 請願第 3 号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反  
対する請願
- 第 1 1 請願第 4 号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大に反対する請願
- 第 1 2 請願第 5 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願  
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 1 3 議案第 5 6 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 4 議案第 5 7 号 専決処分の承認を求めることについて

- 第15 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて
- 第16 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて
- 第17 議案第78号 五所川原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案  
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第18 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて
- 第19 議案第79号 訴えの提起について
- 第20 議案第80号 訴えの提起について
- 第21 議案第81号 工事請負契約の締結について  
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第22 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて
- 第23 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて
- 第24 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて
- 第25 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
- 第26 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて
- 第27 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて
- 第28 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて
- 第29 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて
- 第30 議案第74号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第31 議案第75号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算  
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第32 発議第3号 少子・高齢化を支える地方税制の抜本改革に関する意見書案
- 第33 議会運営委員の選任について
- 追加日程 発議第4号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する意見書案
- 追加日程 発議第5号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大に反対する意見書案

---

◎出席議員(45名)

1番 原 田 寛 議員	2番 加 藤 磐 議員
3番 阿 部 春 市 議員	4番 齊 藤 一 郎 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員

9番 伊藤永慈 議員	10番 田中 昇 議員
11番 寺田達也 議員	12番 稲葉好彦 議員
13番 櫛引ユキ子 議員	14番 葛西ノリ正 議員
16番 三和 均 議員	17番 工藤誠一郎 議員
18番 寺田武造 議員	19番 野呂國四郎 議員
20番 三和孝治 議員	21番 古川幸治 議員
22番 秋元洋子 議員	24番 山口孝夫 議員
25番 笠井幸市 議員	26番 磯辺勇司 議員
27番 伊丸岡 勇 議員	28番 平山秀直 議員
29番 笹山精喜 議員	30番 相澤 治 議員
31番 平山則雄 議員	32番 島津典明 議員
33番 中畑藤雄 議員	34番 田中賢一 議員
35番 川口 隆 議員	36番 中谷秀八 議員
37番 福土寛美 議員	38番 川浪茂浩 議員
39番 木村清一 議員	40番 工藤善司 議員
41番 葛西収三 議員	42番 工藤武則 議員
43番 吉岡 浩 議員	44番 葛西敬太郎 議員
45番 成田長代 議員	46番 濱田春士 議員
48番 長谷川清勝 議員	

---

欠席議員（2名）

23番 高杉利彦 議員	47番 三湊春樹 議員
-------------	-------------

---

説明のため出席した者（26名）

市長職務代理者	雨森康夫
助 役	
収 入 役	鳴海義男
総務部長	山田晴雄
財政部長	三上裕行
民生部長	木村一善
福祉部長	宮崎堅治
経済部長	笹森英志

建設部長	三橋俊一
金木総合支所長	福井定治
市浦総合支所長	成田義正
西北中央病院 事務局長	蒔田弘次
水道事業所長	須郷純彦
教育長	高松隆三
教育部長	葛西皓
選挙管理委員会 委員長	平野光雄
選挙管理委員会 事務局長	木村隆一
農業委員会会長	太田昭市
農業委員会 事務局長	鈴木正徳
総務課長	高橋勇公
財政課長	工藤勝子
企画課長	岩川静子
市民課長	春藤光正
保護福祉課長	須藤久男
農政課長	島谷淳
土木課長	白戸幸一
会計課長	関秀三

---

職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋満直
次長	前田晃
議事係長	小林耕正
議事係	飛鳥順一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員45名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により会議を進めます。

---

◎日程第1 議案第55号から

日程第7 議案第77号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第55号 専決処分の承認を求めることについてから  
日程第7、議案第77号 五所川原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案  
までの7件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（櫛引ユキ子） 一登壇一

おはようございます。本定例会において、総務常任委員会に付託されました議案7件  
について、去る13日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、  
その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第55号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は市町村合併  
により中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合が解散したため、青森県市町村等非常勤職員  
公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公  
務災害補償等組合規約の変更について定めたので、その承認を求めるとの説明  
があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第60号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は地方  
税法の改正に伴い、個人市民税所得割の税率等の改正について、五所川原市税条例の一  
部改正する条例を定めたので、その承認を求めるとの説明に対し、耐震改修  
促進税制の内容について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決  
しました。

次に、議案第61号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件も地方  
税法の改正に伴い、介護納付金課税額の限度額引き上げ等について、五所川原市国民健  
康保険税条例の一部を改正する条例を定めたので、その承認を求めるとの説明  
があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第62号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件も地方税法の改正に伴い、土地に係る負担調整措置の継続等について、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めたので、その承認を求めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第63号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部改正に伴い、適用期限の延長について、五所川原市農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、その承認を求めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第76号 五所川原市国民保護協議会条例案及び議案第77号 五所川原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案についてであります。本件は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、五所川原市国民保護協議会、五所川原市国民保護対策本部及び五所川原市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案するものであるとの説明に対し、条例案を作成するに至った経緯について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

40番。

○40番（工藤善司議員） 委員長報告でいろいろ説明があったんだが、中身の内実が、中身が報告されないの、若干質問させていただきたいと思います。

これは、簡単だからだれでも答弁できるんじゃないかと思いますが、難しいこともあると思います。76号、第2条、協議会の委員の定数は30人以内とする。私は、これ多いんじゃないかなと思うんだけど、なして多いんだかといえば金かかるんです。広くこの意見を聞くということでは多くの人数が必要だけど、これはなかなか大変なことじゃないかなと思っているので、その点は議論になったのかどうか。

それから、これもまた機械的な質問になりますが、日額5,700円、これ5,700円のはどうして決まったんだか、私高いんじゃないかなと思っているんだけど、私たちは日当何ぼだっけ、3,000円だったか、これに比べれば倍ぐらいだ。30人で1回会議やれば20万ぐらいかかりますよ、これ。今の事態では予測事態だはんで、これからずっと長引くと思いますけれども、そのたんに会議やったりしているということになれば、これは大

変なお金になるんじゃないかと。その構成の問題で、次の77号ですか、77号の4条、このところでいろいろ人の構成をされていくわけなんですけども、五所川原の職員もかなり入ってくるのではないかとということを予想しているんじゃないかとも思います。

それから、委員の中に専門の方を入れるということがあるんですが、この場合警察とか、それから自衛隊。自衛隊では、今盛んに頼まぬか頼むのかというふうなことをやっているらしいんですが、そういうのに入って、決まればすぐ会員にしていくというふうなそういう文章あったと思うんですけども、そういう点のことも議論になったのかどうか答弁願いたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 委員長。

○総務常任委員長（櫛引ユキ子） ただいまの工藤議員に対する質疑に関しては話題になりませんでしたので、理事者側より答弁をお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 総務課長。

○総務課長（高橋勇公） 工藤議員の質問にお答えをいたします。

質問内容は、議案第76号及び議案第77号に関する質問でございます。この議案第76号五所川原市国民保護協議会条例案については、議員も御承知のとおり武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に要約されて理解されている法律であります。これに基づいて、このたび提案をさせていただいたということでございますが、その中の質問の中において何点か御質問がございました。

その第1点として、国民保護協議会の委員の定数が30人と、これは多いのではないかという御質問でございます。この国民保護協議会の委員については、その職務内容から見まして現在市で設置しております五所川原市の防災会議の委員とほぼ同じ人物または役職の委員を検討してございます。その五所川原市防災会議条例で定めております定数が30名以内となっておりますので、この定数を参考にさせていただいたということでございます。ちなみに、現在委嘱している防災会議の委員実数、これは24名となっております。したがって、国民保護協議会の委員につきましても今後24名という形で構成されていくものというふうに考えてございます。

また、次の2点目の委員の報酬が高過ぎるのではないかという御質問でございます。5,700円ということで設定をさせていただいておりますけれども、この報酬につきましても市の条例で定めているところの特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例がございまして、これを参考にさせていただいたということでもあります。金額については、この条例を定めるときに市内の動向に比べて著しく均衡を失しない程度の範囲内で決めさせていただいているということで、御理解を願いたいと思います。

それから、委員構成の中に市の職員が大分入るのではないかという御質問でございますが、確かに構成でいきますと市長、助役、収入役、教育長、消防長、団長ですね、警察署長等24名という構成になるわけですが、この中で委員報酬をいただくというのは、いわゆる公務に属する者については、これは報酬、今いただいておりますので、実質この報酬をいただく方というのは数が限られてくるものと考えてございます。

それから、もう一点ございました。自衛隊、これが委員としてこれに加わるのかということについてであります。この国民保護協議会の主要な責務というのは、これはあくまでも国民保護協議会、国民保護計画の策定諮問機関として設定されているものであります。また、この計画の策定にあっては総務省、消防庁が示しております市町村国民保護モデル計画に基づいて今後検討を進めてまいることになるわけでありまして、御指摘の自衛隊を国民保護計画、国民保護協議会の委員として委嘱することについては、その総務省、消防庁で示しております市町村国民保護モデル計画の中では特段言及されておりませんので、市としては委嘱しない方針で考えてございます。ただ、地域によっては例えばその市町村に自衛隊の駐屯地があるところもございまして、そういった市町村においては、委嘱する自治体もあるということでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（齊藤一郎） 40番。

○40番（工藤善司議員） 自衛隊は、この協議会には入れないということですね。

もう一つ聞いておくけど、議会と協議会の関係はどうなるのか。これなかなか戦争というか、上意下達の組織が組まれると思うんで、議会に報告するだけで議員の人たちは意見を述べるのができないんじゃないかと私はそう、これは余り先読み過ぎているんだか何だか、その点はどうですか。

○議長（齊藤一郎） 総務課長。

○総務課長（高橋勇公） この国民保護計画の策定に当たって議会の関与がないと、今理事者側が勝手に一方的に策定するのは余り好ましくないというような御質問でございました。

この国民保護計画の策定に当たっては、先ほども言いました総務省、消防庁が示した市町村国民保護モデル計画に基づいて今後検討してまいることとなります。国民保護の特殊な内容から判断しまして、全国の自治体でほぼ内容に差異のない計画が出そろうものと推察されます。でありますから、計画の策定に際して議会の関与を受けないわけでありまして、全国的に見ても平均的な計画が策定されるものと思われまして、また法令に則した必要最低限度の事項を規定した計画になるものと考えてございます。議員御指

摘の議会の関与を受けないことにつきましては、この点を御理解賜りたいというふう  
に存じ上げる次第であります。

よろしく願いをいたします。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第55号及び議案第60号から議案第63号までの5件は承認、議案第76号及び議案第77号の2件は原案可決であります。

（不規則発言あり）

○議長（齊藤一郎） まだ言っておりません。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 14番。

○14番（葛西ノリエ議員） 議案第76号と77号に反対します。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告のうち、議案第76号及び議案第77号に対し御異議がありますので、起立により採決いたします。

まず、議案第76号に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

（不規則発言あり）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第76号は委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第77号に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第77号は委員長報告のとおり決しました。

次に、ただいま議決されました2件を除く5件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、先ほど議決された2件を除く5件については委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第 8 議案第70号から

日程第12 請願第 5号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第8、議案第70号 専決処分の承認を求めることについてから日程第12、請願第5号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願までの5件を一括議題といたします。

本件に関し、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員長（三和 均） 一登壇一

おはようございます。本定例会で経済常任委員会に付託されました議案1件、請願4件について、去る13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第70号 専決処分の承認を求めることについて、本件は地方税法の改正に伴い農業集落排水処理施設使用料基本料金並びに超過料金を内税表示の総額表示に変更するため、五所川原市蒔田地域農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を定めたので、その承認を求めるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、請願第2号 地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願については、平成18年3月に策定されたごしょがわら地産地消推進プランの今後の推進計画についての説明があり、地産地消自治体宣言により、これまでの当市での推進プランとの並行が困惑する可能性もあることから、さらに検討を要するとのことで、全員異議なく閉会中継続審査とすべきものと決しました。

次に、請願第3号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願については、BSE安全対策について輸入再開後の危険部位の発見等さまざまな問題が発生している状況から、いろいろな農業団体からの全頭検査等安全対策の徹底的な実施が要望されているとの説明があり、食の安全上、採決の結果、全員異議なく満場一致で採決すべきものと決しました。

次に、請願第4号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大に反対する請願については、関税を引き下げ輸入米増加となれば国内農家に及ぼす影響が多大であるとの結論により、採決の結果、全員異議なく満場一致で採決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願について、現行対策では全農家を対象としているが、新対策の対象が担い手を中心としており、その農業経営全体に着目した所得対策となっていることから、新対策参入困難な小規模農家等の対策について、さらに検討が必要であるとの結論により、全員異議なく閉会中継続審査とすべきと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第70号は承認、請願第2号は閉会中継続審査、請願第3号及び請願第4号は採択で、請願第5号は閉会中継続審査であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第13 議案第56号から

日程第17 議案第78号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第13、議案第56号 専決処分の承認を求めることについてから日程第17、議案第78号 五所川原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案までの5件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長（磯辺勇司） 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案5件について、去る13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第56号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市国民健康保険診療所設置条例の一部を改正した条例であり、健康保険法の規定に基づく療養の給付に要する費用額の算定方法の一部改正に伴い専決処分したので、その承認を求めるものであるとの説明があり、これに対し初診料の本人負担額について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第57号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正した条例であり、国の診療報酬の算定方法の改正に伴い、初診料、外来診療料、一般病棟入院料、入院時の食事療養の費用等について関係条文を整理し専決処分したので、その承認を求めるものであるとの説明があり、病院と診療所の初診及び再診の診療報酬の内容について、病院と診療所に格差が生じるのではないかという質疑があり、説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正した条例であり、健康保険法の規定に基づく療養費の給付に要する費用額の算定方法の一部改正に伴い専決処分したので、その承認を求めるものであるとの説明があり、対象となる乳幼児について、乳幼児健診について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正した条例であり、健康保険法と老人保健法の改正により診療報酬の算定方法が一本化されたことに伴い専決処分したので、その承認を求めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第78号 五所川原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案については、条文を整理し、簡素化するために提案するものであるとの説明があり、さしたる質疑もなく、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり議決賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第56号から議案第59号までの4件は承認、議案第78号は原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第18 議案第69号から

日程第21 議案第81号まで

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第18、議案第69号 専決処分の承認を求めることについてから日程第21、議案第81号 工事請負契約の締結についてまでの4件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○建設常任委員長(古川幸治) 一登壇一

おはようございます。本定例会において、建設常任委員会に付託されました議案4件について、去る13日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第69号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市水道事業給水条例の一部を改正する条例で、消費税法の改正に伴い、所要の事項を改めたものであるとの説明があり、水道料金についての質疑があり、説明を了とし、承認すべきものと決しました。

次に、議案第79号 訴えの提起について及び議案第80号 訴えの提起については、地方自治法の規定に基づき、市営住宅使用料滞納による使用許可取り消しに伴う建物の明け渡し及び市有財産管理の適正化のため、訴えを提起するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 工事請負契約の締結については、(仮称)五所川原市スノーステーション新築工事に伴い、地方自治法第96条第1項第5号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明があり、指名業者選定について、指名審査会について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、努めて会長は指名審査会に出席することを委員会として申し添えておきます。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

5番。

○5番（松野武司議員） ただいまの委員長報告でも確認できないところがありますので質問させていただきます。

まず、この入札結果を見ますと、今回は指名は6社での入札となっておりますが、これまでの指名は過去10年ほど5社で、最低限の条例で定められている5社の指名でずっと行われてきたんですけども、今回今度6社ということで入札なされていますけども、6社になった理由。

それと、またこれまでに金額が3億、4億と超える工事でも一般建設業者の許可を持った業者を指名してきましたが、今回この6社を見ますと全部特定建設業の許可を持った業者を指名しているわけでありまして、その辺どういう理由なのか、今まで取り組んできたのと随分異なる部分がありますんで、その辺の説明を求めたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 委員長。

○建設常任委員長（古川幸治） 詳しいことは理事者の方から御説明をさせますので、よろしいでしょうか。はい、ではよろしく申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） それでは、指名審査会の会長の代理ということで、この審査会を開催いたしましたので、私の方からお答えをいたします。

まず、5社ということでございましたけども、今までも5社以上ということでございますので、特別それに、5社でなければならないという解釈ではございません。ただ、この6社につきましては、広くそういう業者を競争させて、その業者の競争意欲育成に努めるというのが一つございまして6社ということでございます。

それから、今回その6社、特定の業者ということで指名したわけでございます。以前の議会でも松野議員からいろいろ御指摘ございました、いわゆる指名審査会の機能がどうも発揮していないのではないかと、このような御指摘が何度もあったわけでございます、それを踏まえまして審査会においては今、担当分の方から内申、10社以上を出してもらおうということが一つでございます。その中から添付書類といたしまして建設業許可期間、有効期間も含めてでございます。それから、その工事にかかわる等級、それからあとは技術者、その指名に当たってその業者に技術者が何名いるのか。例えば10名、

20名も、30名というそういう業者もございますが、その指名、そしてどういう資格を持っているのか、それらの確認を指名審査会で漏れのないようにするためにそういう添付書類も提出をして指名審査会の機能を発揮できるように努めていくと、こういうことでございますので、御理解のほどお願いをいたします。

○議長（齊藤一郎） 5番。

○5番（松野武司議員） 今の説明では6社になったのは、条例では5社以上となっているから6社でも7社でもこれは多い方が結構なんですけども、これまでにずっと10年、私議員やってからほとんど入札というのは5社以上選んだ経緯がないと思います。それで、今回からこの工事だけじゃなくして別な工事也大分見ますと、最近は私が指摘したからだかどうかわからないけども、6社を組み入れて入札してきましたけども、この辺はやはり競争させなければならないというふうに入札の原理があるものですから、これは大いに入れてやるのは結構だと思っています。

ただ、今一般建設業は今回入れなかったと。その審査会での内容、今総務部長いろいろ言いましたけども、まずはこの1億5,600万という工事で、やはりこの一般建設業を入れないというのは私が前から示しておる、いわゆる下請業、この関係、下請業務を5,000万以上出すのであれば特定建設業じゃなきゃだめだということを踏まえてのまず判断なのか。今までは、前回一中の問題でもありましたけども、3億、4億の工事であっても一般建設業を入札に入れて、指名して入札に参加させていました。今回は1億5,600万だけども、特定だけを選んだと。その辺の理由が、前はそうであって、この短い期間で法律が変わったのか、その辺何かかんかあるのか。そうでねばなかなか納得しがたいことでありますし、総務部長がいろいろ経営の内容とか技術者がいるとか、そういう観点からいろいろ見たとおっしゃっていましたが、今回6社入っていますけども、この経営審査事項を私なりに見ますと、5社は確かに建築の工事に対しては建築の実績もありますし、いいんですけども、1社だけこれまでに建築工事が、売上高が全然ないわけです。建築工事、全然やっていない業者、特定は持っておりますけども、ここ最近の実績がゼロなんです。この辺をどうやって指名審査委員会の中で判断したのか。幾ら建設業の許可を得ている、だから法的には問題ないと言っているけども常識的に、一般常識的に建築工事の売り上げ、やったことがない業者を指名に入れる自体が市民は納得しないと思います。前にも述べましたけども、皆さんの住宅建てるのに大工さんや建築工事専門の方以外にお願いしますか。土木専門とか、そういう方にお願いしないでしょ。それと一緒に私は思うんです。だから、指名審査委員会でいろいろ総務部長が述べられましたけれども、そのことについては議論は全然なされなかったんですか、

この建築の売り上げがゼロだと、こういう人を今回入れますよということで委員会の中で議論されてきたのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） 質問が何点かございますので、まず順を追ってお答えをいたします。

まず、今回の約1億5,000万、この関係で、残念ながら前回に業法違反というものが下請の関係でそういったものがあってございまして、それらをいろいろ指名審査会の中でもそういう認識を持っていない委員が多数であったというこういうことを、十分その辺を反省いたしまして、やはり適正な方向に持っていくと、改めるべきは改めるというのが基本の考え方で、今回そういう指名をしたということが一つでございます。

それから、もう一点の実績のない業者がこれに参加して指名ということで、委員会の中では松野議員、今御指摘、質問ございましたようにそういう実績、それからという話はございませんでした。ただ、委員会そのものの考え方といたしましても、実績がなくても資格があるということになれば当然それを指名することになろう、私もこのように考えてございますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 5番。

○5番（松野武司議員） 実績、法律上許可とっていてもやはり実績もないで、それを委員会で理解するというのは、ちょっと部長、考えられないです。姉齒問題もありますけども、あの姉齒問題、資格を持って法令上何も問題ないけども、その施工業者がやはり建築工事の施工の実績がない、やったことがない、そういう人に仕事をやることを不安だとも感じない指名委員会、これおかしいんでねえの。まず、指名審査会でこういう実績のない人を選定する自体が私は納得いきません。それでも指名審査会の中で6社しかいないんだと、五所川原市の業者が6社しかいないんだと、そうなればやむを得ないという感じもありますけども、特定持って建築工事いっぱいやっている方、まだまだたくさんいるわけです。なぜその辺の業者を選ばないのか。これが一番大きな問題なんです。だから、こういう公共的な建物というのには、やはり長くもたねばねえし、実績のある、信頼できる業者を指名するのが指名審査会のあり方でしょう。

それで、聞きますとこの指名審査会、助役にお尋ねしますけども、何か今まで助役さん、この指名審査会には出席してないようでありますけども、その辺助役さん、答えをいただきたいと思います。本当にこの工事を決めるには、今この契約はなされて、とった方は建築工事をやっているし、問題はないんですけども、その時点の原点である指名審査委員会、ここでどんな話をしてちゃんとした適切な業者を指名したのか、それが一

番問われるわけなんです。指名審査会の中でどう判断したのか、助役さん、なぜ出席できないのか、その辺の理由を聞きます。

○議長（齊藤一郎） 助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） これまで公務等によりまして指名審査会の方に出席できなかったことについては申しわけないと思っております、事実ですし。今回の委員会の御指摘を重く受けとめまして、今後は日程調整を図りながらできるだけ出席して公正な事務執行に努めてまいりたいということです。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） ただいま御指摘ございましたように、その業者に実績がないという、そのお話でございますけれども、私としても会社そのものはいろんなそういう資格、チャンスがあればそういう会社を拡大、大きくしていくという一つの考え方があるかと思えます。経営者は、常に、たまたま、今までそういうチャンスがなかったのかなと、こういうことでは業者育成といいますか、そういう意味ではそういう仕事を与えて一生懸命やってもらうのも一つの業者の育成だというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 松野議員。

○5番（松野武司議員） 今総務部長、業者の育成と言いますけれども、それは結構なんです。けれども、その業者を育成するためには建築工事の実績ない人はそれなりの工事金額に見合った順番というものがあるんです。いきなり大きいものをどんとやったってこれはだめだと思えます。やはり実績を積みせるのであれば、少額な工事からだんだんといってやるべきなんです。それをいきなりこの議会に議決を求める、こんな大きな工事をどんと指名する自体が指名審査会がおかしいと思えます。

以上。

○議長（齊藤一郎） 31番。

○31番（平山則雄議員） 今の質疑を聞いておりまして、私はひとつびっくりして、何と云えばいいのか、なかなか言葉が見つからないという思いを感じているんです。というのは、指名審査委員会に出ていない、今回も。漏れ承るところによると、助役就任以来指名審査会には二、三度ぐらい出たのかな、過去。ことしは一度も出ていない。実は、びっくり仰天で、我が五所川原市どうなっているんだろうと。どうなっているんだろうという以前の私は驚きを感じています。つまり皆さんは、ある種の法律の番人でありまして、市民に不信感を持たれないように一生懸命汗をかいてやらなきゃならない、そういう立場の方々です。ちょうど議場に入る前にきょうの新聞にもそのことが出ていまし

た。今まで皆さんを信じてまいりました、私は。その信というのはどういうことかということ、たまたまこの談合やら国の社会保険の不祥事やらについて書いているものがありました。信という、信は信ずるです。人の心と心は、言葉として使うときには神に誓って相手に伝える信だそうです。というふうに常用漢字の字解が書いているというふうに報道されています。つまりこのことについては、私は皆さんが、せっかく総務部長が答弁しているのを聞きますけれども、この信に足らない答弁だなど、信じ切れない、つまり不信感がいっぱいです。だって、指名審査会長さんがおって、過去に二、三回出たのかな、ことしに入っては一度も出ていない、これでは私はもちろん評価もしようも何もありません。助役さん、ところで指名審査会長さん、そんなふうに漏れ承っていますけれども、実際そうなんですか、ちょっとそこだけお聞きします。

○議長（齊藤一郎） 助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 平山議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（齊藤一郎） 31番。

○31番（平山則雄議員） それは、そのとおり承りまして信に値する、今の言葉だと思います。だとすれば、助役さんの後ろにいる人たちは役人で、法律の番人でありまして、その後ろにいる皆さんが助役さんに一生懸命説明して期日を合わせてやる努力したのかどうかという大きな問題があります。悪く解釈すると助役に見せねえでわんどやるべしやということになっているのかもしれないし、これはわからない。だから、そういうことではそういう指名審査委員会を通してこの工事契約を出して出てきた。私は、入札以前の大きな大きな問題がここに五所川原市の市政の運営の根幹を示しているところだと思います。特に直接この審査書類を書いたと思いますけれども、建設部長さん、その辺どう思っていますか。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） お答えをいたします。

まず、指名審査会の話をついでに総務部長お答えしたとおりでございますけれども、私は内申を上げる立場でございますけれども、内申、業者の内申を上げるということは、まず一つ考えなければならないことは市の建設工事の指名業者選定規程というのがございます。それから、国土交通省で定めております運用基準、これも基準があるわけですがけれども、これは大分項目は多いわけですがけれども、これらを一つずつ、この業者は特別例えば暴力団が実質的に支配しているとか、そういう業者は排除するとなっていますので、こういうことをひとつ見ながら総合的に勘案した結果、今回の場合は特にA級でなきゃいけない、それから特定の建設基準を持っていないと。そのほかの

基準にも照らし合わせながら、総合的にこの業者ではただいまの当該項については実施できると、このように私が判断して内申を上げてございます。

○議長（齊藤一郎） 31番。

○31番（平山則雄議員） 答弁は答弁としてわかりますけれども、我が市の指名審査委員会の機能というのが全部わかったわけじゃないけれども、そんな会長が出席しないで、過去二、三回出たのかなという答弁と、そういう形で今回もこういう指名をして入札をしてきた、全く組織が機能してないというのだけはよくわかりました。

以上で終わります。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「反対討論」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 反対討論。

5番。

○5番（松野武司議員） 一登壇一

反対討論を述べさせていただきます。

この議案の契約書の建築工事に対する資格等には別段疑問はないのですが、指名審査会での競争入札の原理を無視した指名がとられた指名入札そのものは無効と考えられます。今指名審査会の内容を聞きますと、ほとんど機能していないような気がしております。先ほど聞きました、いわゆる工事の実績がない業者、これなどもただ漠然とした答弁でしかありませんでした。したがって、今回の契約に至った原点である建築工事の実績のない業者を交えた入札自体が一般常識的に考えられない行為であったので、この規約に反対するものです。

前々回、前回、12月の議会で五所川原第一中学校の契約のときもこの議場で反対討論をしましたが、そのときは私は今回の契約を承認すると契約業者が建築業の違反になると訴えたのですが、理事者側の協議の答弁等で多数の議員が惑わされ、賛成多数で可決されました。その結果どうでした、契約された業者は建設業法違反となり、青森県建設管理課より指摘を受けました。そのことを皆さん知っておるでしょう。3月の議会でのことについて理事者側から陳謝がありました。市議会が議決したことに多くの市民が市議会への不信感などを抱き、批判されております。このことに議員一人一人が反省していることと思います。今議会で辞職された議員も最後のあいさつで述べていましたが、我々議員は市民の視点や立場に立って行政をチェックすることが我々の議員の責務だと思います。今回の契約に至る過程の指名審査会や建築工事の実績がない業者を組み入れ

た入札が行われたことに対し、市民を納得させる説明ができません。議員各位の良識のある判断をお願いしまして反対討論といたします。

○議長（齊藤一郎） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第69号は承認、議案第79号から議案第81号までの3件はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議ありますので……

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 委員長報告に対し御異議がありますので、議案第81号については無記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員は44名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（齊藤一郎） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（齊藤一郎） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。委員長報告を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否の表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第71条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

局長。

（職員議席番号点呼、投票）

○議長（齊藤一郎） 投票漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（齊藤一郎） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人は12番稲葉好彦議員、35番川口隆議員、45番成田長代議員を指名いたします。

よって、以上の方々の立ち会いを願います。

（立会人登壇、開票）

○議長（齊藤一郎） 投票の結果を報告いたします。

投票総数44票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成30票

反対14票

以上のおり賛成が多数であります。

よって、議案第81号は委員長報告のとおり決しました。

次に、ただいま議決されました1件を除く3件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、先ほど議決された1件を除く3件については委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第22 議案第64号から

日程第31 議案第75号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第22、議案第64号 専決処分の承認を求めることについてから日程第31、議案第75号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算までの10件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○予算特別委員長（野呂國四郎） 一登壇一

お昼も過ぎたので、おはようございますのあいさつはやめさせていただきます。早速報告させていただきます。

去る12日、本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において開催し、委員長に不肖私野呂國四郎が、副委員長に中畑藤雄委員が選任され、14日に付託されました議案10件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第64号 専決処分の承認を求めることについて、本件は平成17年度五所川原市一般会計補正予算であります。株式等譲渡所得割交付金の内容について、不動産売却収入について、公共施設等整備基金繰入金の内容について、歳入不足補てん財源補正に伴う平成17年度の決算の見通しについて質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第65号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第66号 専決処分の承認を求めることについての2件については、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第67号 専決処分の承認を求めることについて、本件は平成17年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。保険給付費の減額理由について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第68号 専決処分の承認を求めることについて、本件は平成17年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算であります。補正予算の専決について要望があった後、答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第71号 専決処分の承認を求めることについて、本件は平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入不足補てん財源並びに繰り上げ充用金の内容について、単年度収支の赤字額について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第72号 専決処分の承認を求めることについては、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第73号 専決処分の承認を求めることについて、本件は平成18年度五所川原市一般会計補正予算であります。電子投票について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第74号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算は、子供と親の相談員調査研究費委託金の内容について、歳入不足補てん財源について、教育予算に関連して教育施設等の維持管理状況について、五一中の進捗状況等について質疑があり、答弁を了

とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算は、移転業務等委託料及び整備工事費の内容について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本議会におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第64号から議案第68号まで及び議案第71号から議案第73号までの8件は承認、議案第74号及び議案第75号の2件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

### ◎日程第32 発議第3号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第32、発議第3号 少子・高齢社会を支える地方税制の抜本改革に関する意見書案を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

13番櫛引ユキ子議員。

○13番（櫛引ユキ子議員） 一登壇一

少子・高齢社会を支える地方税制の抜本改革に関する意見書案でございますが、皆様のお手元に配付してありますので、ごらんになっていただきたいと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

---

### ◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

---

○議長(齊藤一郎) 発議第3号 少子・高齢社会を支える地方税制の抜本改革に関する意見書案の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第33 議会運営委員の選任について

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第33、議会運営委員の選任を行います。

本件は、6月5日、三瀉春樹議員から議会運営委員の辞任届が提出されましたので、同日付をもって許可いたしました。

よって、欠員となった1名を選任するものであります。

お諮りいたします。

選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。

欠員の議会運営委員に中谷秀八議員を指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に中谷秀八議員を選任することに決しました。

---

◎日程追加の議決

○議長（齊藤一郎） 次に、経済常任委員長から請願第3号及び請願4号が本会議で採択になりましたら意見書を提出したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、意見書2件の議員発議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、議員発議2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

意見書配付のため、その場で暫時休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

---

午後 零時18分 再開

○議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎追加日程 発議第4号から

追加日程 発議第5号まで

○議長（齊藤一郎） 追加日程、発議第4号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する意見書案及び追加日程、発議第5号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大に反対する意見書案の提案理由の説明を求めます。

16番。

○16番（三和 均議員） 一登壇一

発議第4号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する意見書案及び発議第5号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大に反対する意見書案ですが、内容については皆様のお手元に配付しております議案書のとおりであります。日本と同等の牛肉の安全対策及び農業の持つ多面的機能を維持するため、何とぞ満場の御賛同を得、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

---

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議2件については、会議規則第36条第2項の規定に

より、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

---

○議長(齊藤一郎) 発議第4号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する意見書案の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(齊藤一郎) 次に、発議第5号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大に反対する意見書案の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

---

◎助役あいさつ

○議長（齊藤一郎） 市長職務代理者助役より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 一登壇一

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会も齊藤議長を初め野呂予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして全議案とも滞りなく御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいりたいと存じます。

さて、御案内のとおり、成田前市長が惜しまれつつも職を退かれたことに伴い、当市は長を欠いた状態となっております。一般質問の際にも言及された議員がおられました。小職も新市長により速やかに当市の抱える重要課題についての政策決定がもたらされ、市の進むべき道筋が示されることを願うものであります。

これまで前市長の療養中の半年以上の間、職務代理として何とか務めてくることができましたのも議員各位の御理解と御協力のたまものと感謝申し上げる次第であります。新市長就任までの間、引き続き職務代理者として市民の皆様にお不便をおかけすることのないよう、なお一層気を引き締め、職務を全うしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては健康に十分留意され、ますます御活躍くださいますよう心から祈念いたしまして閉会のごあいさつとさせていただきます。

---

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成18年五所川原市議会第3回定例会を閉会いたします。

午後 零時27分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年6月16日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 田 中 賢 一

五所川原市議会議員 平 山 秀 直

五所川原市議会議員 笹 山 精 喜

五所川原市議会議員 相 澤 治